

令和7年 第6回定例会

# 横瀬町議会会議録

令和7年12月10日 開会

令和7年12月11日 閉会

横瀬町議会

令和7年  
第6回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 ..... 1  
応招・不応招議員 ..... 2

12月10日(水) ○開 会 ..... 5  
○開 議 ..... 5  
○町長あいさつ ..... 5  
○議事日程の報告 ..... 8  
○会議録署名議員の指名 ..... 8  
○会期の決定 ..... 8  
○諸般の報告 ..... 9  
○一般質問 ..... 14  
    6 番 宮 原 みさ子 議員 ..... 14  
    7 番 新 井 鼓次郎 議員 ..... 26  
    5 番 黒 澤 克 久 議員 ..... 31  
    2 番 関 貴 志 議員 ..... 45  
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 50  
    ・ 議案第62号 横瀬町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に  
      関する条例  
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 54  
    ・ 議案第63号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の  
      設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
      例  
○散 会 ..... 55



12月11日(木) ○開 議 ..... 59  
○議事日程の報告 ..... 59  
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決 ..... 59  
    ・ 議案第64号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す  
      る条例の一部を改正する条例  
○議案第65号の取下げ ..... 71

○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 1
・議案第66号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）	
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 8
・議案第67号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）	
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 9
・議案第68号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2 号）	
○閉会中の継続審査の申出 .....	8 0
○閉 会 .....	8 1

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第69号

令和7年第6回横瀬町議会定例会を、令和7年12月10日横瀬町役場に招集する。

令和7年12月3日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員		
4番	向	井	芳	文	議員	5番	黒	澤	克	久	議員		
6番	宮	原	み	さ	子	議員	7番	新	井	鼓	次	郎	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員	
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員		

不応招議員（なし）

## 令和7年第6回横瀬町議会定例会 第1日

令和7年12月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

6 番 宮 原 みさ子 議員

7 番 新 井 鼓次郎 議員

5 番 黒 澤 克 久 議員

2 番 関 貴 志 議員

1、議案第62号 横瀬町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、散 会

午前10時開会

出席議員（10名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
4番	向	井	芳	文	議員	5番	黒	澤	克	久	議員	
6番	宮	原	み	さ	子	議員	7番	新	井	鼓	次郎	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長	
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計
				課	長					課	長	兼	計
										管	理	者	
関	口	和	則	町	民	加	藤	美	智	福	祉	介	護
				課	長					課	長		長
平	沼	朋	子	健	育	浅	見		聡	振	興	課	長
				子	長								
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	環	境	課	長
				設	課								
小	俣	敏	孝	教	育	大	沢	賢	治	代	表	監	査
				次	長					委	員		員

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	守	屋	則	子	書	記
				局	長						

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

令和7年第6回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。  
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○向井芳文議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○向井芳文議長 本定例会開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。今日は、横瀬町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので、令和7年も師走に入り、何かと慌ただしさを感じられる季節となりました。日を追うごとに寒さが厳しくなるこの時期、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、引き続きご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

さて、国政においては、高市内閣が掲げる「責任ある積極財政」の下、「強い経済の実現」と「危機管理投資」を軸とした、新たな政策運営が本格化しております。特に国民生活に直結する「物価高騰対策」、自然災害の頻発化や激甚化等に対応する「国土強靱化」、そして日本最大の課題である人口減少問題に対する「子ども・子育て対策を含む人口減少対策」は、我々自治体にとっても最優先で取り組むべき喫緊の課題であります。

町としましても、国の動向を注視し、この流れを横瀬町の未来を切り開く「絶好の機会」と捉え、町民の皆様の生活の質向上と地域の持続的な発展に最大限結びつけるべく、しっかり町政運営を進めていきたいと思っております。

それでは、各事業の一部について、進捗状況等をご報告させていただきます。

初めに、自治体間連携の9月以降の活動についてご報告いたします。

互いの先進事例をはじめ、各種施策の取組を共有するため、岡山県奈義町、島根県海士町、鳥取県北栄町に職員を派遣し、それぞれ交流を深め、多くの学びを持ち帰ってきました。

奈義町へは、これまで取り組んできた数々の少子化対策事業のノウハウを学ぶため、10月21日から23日までの3日間、4名の職員を派遣いたしました。

海士町へは、「三町未来共創協定」に基づき、若者を取り込んだ地域の活性化など、特徴的な取組を学ぶため、11月10日から14日までの5日間、4名の職員を派遣いたしました。

北栄町へは、関係人口の交流と協働に向けた新たな取組として、11月18日から20日までの3日間、2名の職員と3名の地域おこし協力隊員を派遣いたしました。

今後も、各自治体の得意分野のノウハウを共有し、優秀な人材の育成につながる人事交流を積極的に進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。

10月1日付で岩城圭祐さんが着任しました。岩城さんは、もともとは沖縄県出身で、東京都国立市から横瀬町に移住してまいりました。これまでに携わってこられた官民協働事業や教育支援のNPO活動から「地域の持続的発展に関わる意義」を強く実感され、そこで得た経験を生かしたいと地域おこし協力隊に応募されました。

町内外の交流促進や町民主体の活動や協力が自主的に生まれる仕組みづくりを推進していただくため、現在は「一般社団法人みんなで作る日本一幸せのまち横瀬」、通称「しあつく」に所属し、協議会の運営やウェルビーイング事業、プロジェクトの助成などの活動をしていただいております。岩城さんには、思う存分チャレンジし、様々な経験を積み上げ、個人の成長と町の発展につなげることを期待しています。

現在、横瀬町では22名の隊員が空家対策、鳥獣害対策、特産品開発、地域商社の運営、ウェルビーイングの普及・啓発など、様々な分野で活躍をしています。

今後も、横瀬町の未来をつくるために、新たな担い手、まちづくりの仲間として、より多くの意欲的な人材が隊員として応募してくださることを期待しています。

次に、「敬老会」についてです。長寿をお祝いし、未永い健康を願って、9月18日に町民会館において開催いたしました。当日は、招待高齢者338名に加え、来賓や関係者でホールがほぼ満席となり、大変にぎやかな会場となりました。

アトラクションでは、保育所の園児による屋台囃子、老人クラブ女性部による舞踊、ものまねタレント「美川憲二」さんによるものまねショーで会場が一体となり、有意義で楽しいひとときを過ごしていただいたものと思います。来年度も開催方法、内容等を検討しながら、高齢者の方が心から楽しんでいただける敬老会となるように実施をしていきます。

次に、「寺坂棚田彼岸花まつり」です。寺坂棚田保存会の皆様をはじめ、関係者のご協力により、9月28日に開催をされました。近年の猛暑の影響で、彼岸花の開花が遅れたため、例年より1週間遅らせての開催となりました。当日は、町内外から1,250名ものご来場をいただき、「田んぼのまんなか演奏会」や特産品の販売などと併せ、自然豊かな棚田の景観をお楽しみいただきました。

また、当日は「マスカット&ビンゴウォーク」も併せて開催いたしました。寺坂棚田や花咲山公園など、町内各所に設置されたポイントの数字をチェックし、ビンゴゲームにも参加しながら、シャインマスカットの試食やキッチンカーのグルメを堪能できるイベントとなりました。町外から大勢の方にご参加をいただき、にぎわいを創出いたしました。

次に、町民体育祭です。42回目となった町民体育祭は、キャッチフレーズを「チャレンジと地域の方で体育祭」として10月5日に開催をいたしました。天候が心配されましたが、当日は体育祭日和となり、予定していた全ての種目を行うことができました。町を挙げての体育祭に子供からお年寄りまで大変大勢の町民の皆様、延べ約1,800人程度にご参加をいただき、横瀬町ならではの地域の絆を深める素晴らしいイベントになったことと確信しています。

次に、10月26日に開催した「よこぜまつり」です。町民体育祭と同様に、当日の天候が心配されましたが、大きな影響もなく、無事に開催することができました。各地区のコミュニティ団体や各種団体のご協力により、郷土料理や特産品の販売、郷土芸能や屋台囃子の披露、元気を当てようキャンペーン、芸能ショーなど、数多くの催し物を行い、延べ約4,500名の方にご来場いただきました。

また、同時に開催した「健康まつり」では、健康クイズや健康くじ、体力測定など、工夫を凝らしたイベントとなり、約450名の方にご参加をいただきました。

両会場には、町内外から大勢のお客様にお越しいただき、楽しんでいただいたものと思います。

今後も地域全体で取り組むイベントとして、工夫をしながら継続していきたいと考えています。

次に、「町民文化祭」です。10月31日から11月2日までの3日間、町民会館において開催いたしました。町民の皆様による力のこもった作品展示や舞台公演など、日頃の活動の成果を発表する場として、また身近な文化に触れる場として総勢1,309名の方にご来場をいただきました。また、最終日には、ホワイエにおいて「月一まちかどコンサート」を併せて開催し、ピアノの弾き語りを披露していただきました。

今後も、各文化団体の自主的な活動を応援し、豊かな人間形成や潤いのある生活を実現できるよう努めてまいります。

最後に、当町が進めている「日本一歩きたくなる町プロジェクト」の一環で実施している「里山まるマルシェ」です。

11月22日に18回目となる「里山まるマルシェ」を開催いたしました。今回も西武鉄道主催のウォーキング&ハイキングと同時開催で実施したこともあり、820名という多くの方にご参加をいただきました。

横瀬駅をスタートとする町内のお寺を巡る約11キロのコースを設定し、里山をハイキングしながら、途中で提供される地元のグルメ、地元アーティストによるミニ演奏会など、地元の方との交流を楽しんでいただきました。

また、当日は、立教大学観光学部の学生にもご協力をいただき、地域のイベントとして大変盛り上げていただきました。

今後も、地域の活性化を図るとともに、ウォーキングの普及啓発や健康長寿につながる取組を住民の方の声を聞きながら、引き続き積極的に推進をしてまいります。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業が円滑に進みますよう、これまで以上のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案は、条例の制定1件、条例の一部改正3件、補正予算3会計でございます。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

○向井芳文議長 町長の発言を終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○向井芳文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

9番 若林 想一郎 議員

10番 関根 修 議員

11番 小泉 初男 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

◎会期の決定

○向井芳文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、12月4日に開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、12月10日、11日の2日間と決定いたしました。

簡単明瞭な分かりやすい質問、答弁を行い、不適切なやじなど飛ばさぬよう議員、執行部をお願いいたしまして、報告を終わります。

○向井芳文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から11日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

◇

◎諸般の報告

○向井芳文議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、閉会中の議員の辞職について申し上げます。令和7年11月13日付で町田多議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願いがあり、地方自治法第126条のただし書きの規定により、同日これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、令和7年第4回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第4回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和7年9月、10月及び11月実施分の例月出納検査結果報告並びに令和7年度定期監査等の結果報告が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定期監査等の監査結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

初めに、例月出納検査の結果報告から説明をさせていただきます。内容につきましては、令和7年9月19日と10月21日及び11月19日に実施いたしまして、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、令和7年度一般会計と3つの特別会計及び公営企業会計の歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者から現金の出納状況を知るに必要な証書を提出させ、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和7年10月31日現在の一般会計等に関わる現金の残高は3億233万624円であることを確認いたしました。

次に、定期監査等の結果についてご説明申し上げます。内容につきましては、令和7年11月28日に地方自治法第199条第9項の規定により提出したものでございます。

本年度の定期監査等は、本庁舎内の各課及び小学校、児童館を対象に、また財政援助団体等の監査につ

きましては、公益社団法人横瀬町シルバー人材センターを対象としまして、10月27日、31日、11月5日の3日間で実施いたしました。

監査対象は、あらかじめ指定した事務を除き、令和6年10月から令和7年9月末までの各課所の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに財政援助団体の事務の執行等でございます。

監査の概要でございますが、財務に関する事務の執行及び事務事業の管理について、共通事項、個別事項として事項別に指定し、指定様式の提出、関係書類の提示を求め、下水道事業にあつては工事業務及び水質管理センターの管理運営状況について関係資料の提示を求め、各課長、関係職員の説明を受け、質疑応答を行いました。

また、財政援助団体等につきましては、関係資料の提出、提示を基に、関係職員から説明を受け、監査を実施したところでございます。

監査の結果について申し上げます。なお、詳細は結果報告を御覧いただくようお願いしまして、ここでは要旨を申し上げさせていただきます。

本定期監査を実施したところ、各課所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されておりました。財政援助団体につきましても、関係帳簿を確認した結果、適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、定期監査等の結果については、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和7年11月28日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表しましたので、申し添えます。

以上で説明を終わります。

○向井芳文議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

7番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長より指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告いたします。

開催は、令和7年11月26日水曜日午後2時より、横瀬町役場301会議室で開催いたしました。出席者は委員5名、執行部8名、事務局2名でございます。

初めに、町田多議員の議員辞職に伴い、副委員長が欠員になったので、互選を行い、総務文教厚生常任委員会副委員長は若林想一郎議員に決定いたしました。

次に、町長のごあいさつをいただき、会議録署名委員に関根修委員、向井芳文委員を指名し、直ちに審議に入りました。

審査事件は、1、所管事務調査、横瀬町の高齢者支援について、2、教育委員会報告について、3、その他でございます。

審査経過及びまとめですが、1の所管事務調査、横瀬町の高齢者支援については、福祉介護課長より資料に基づき、現状、地域包括支援センター、地域包括ケアシステム、高齢者への助成制度、今後の取組

に分類し、説明を受け、質疑応答を行いました。

質疑では、健康年齢、ケアマネジャーへの支援、助成制度の支給基準、高齢者サロンの育成について等がありました。

当委員会といたしましては、これらの報告について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

次に、2の教育委員会報告についてですが、教育次長より資料に基づき、校長会での指示事項、児童生徒の現状、教育委員会の行事等の報告、説明を受け、質疑応答を行いました。

質疑では、不登校児童生徒の状況について等がありました。

当委員会といたしましては、これらの教育委員会報告について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

次に、その他については、執行部より12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。

当委員会といたしましては、これら報告、説明を聞きおくこととし、まとめといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○向井芳文議長 次に、企画財政産業建設常任委員会の報告を求めます。

2番、関貴志委員長。

〔関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長登壇〕

○関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長 議長より企画財政産業建設常任委員会の報告を求められましたので、報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年11月26日午前10時より、横瀬町役場301会議室で行っております。出席者ですが、委員5名、議長、執行部7名、事務局2名の出席となりました。会議録署名委員としまして、森沢望美委員、黒澤克久委員を指名いたしました。

初めに、町長よりあいさつをいただき、直ちに審査事件に入りました。

審査事件等、(1)、所管事務調査、町税の課税状況について、(2)、その他になります。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、町税の課税状況について、資料に基づき税務会計課長より町税種類、令和6年度の納付状況、今後の課題と取組の説明を受けました。

質疑では、たばこ税に関するものや滞納された町税について、固定資産税の評価額等がありました。

まとめ、当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

2、その他ですが、執行部から12月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくこととしました。

以上、企画財政産業建設常任委員会の報告を終わります。

○向井芳文議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子広報常任委員会委員長 議長よりご指名をいただきましたので、広報常任委員会報告を行います。

す。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年10月9日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員4名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名でございます。会議録署名委員といたしまして、森沢望美委員、関根修委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第148号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第148号の編集について、内容等の協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定し、10月16日に正副委員長による最終確認をし、11月1日に発行いたしました。

次に、開催日時、令和7年12月4日午後3時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員5名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名で行いました。会議録署名委員といたしまして、関貴志委員、関根修委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第149号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第149号の編集について、レイアウト等の協議、検討を行いました。

以上、広報常任委員会報告を終了いたします。

○向井芳文議長 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久議会改革特別委員会委員長登壇〕

○黒澤克久議会改革特別委員会委員長 議長からご指名いただきましたので、議会改革特別委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年11月5日午後3時30分より、この議場において行いました。出席者は、委員6名、議長、事務局2名です。会議録署名委員に宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員を指名し、直ちに審査事件に入りました。

今回の審査事件は、第2回議会報告会について、その他の2項目でございます。

審査経過ですが、第2回議会報告会について、各委員の考えを示していただき、その結果をまとめいたしました。

当委員会としては、1、議員報告会での資料などを議長、各委員長から説明をいただいた、町民の意見を聞くコーナーでは議員定数と報酬、その他を議論するというので、まとめいたしました。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○向井芳文議長 常任委員会並びに特別委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長のご指名がありましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

まず、全員協議会が令和7年11月7日金曜日午前10時より開会されました。開催場所は、秩父クリーンセンターの3階大会議室であります。出席議員は16名、管理者、関係職員であります。議事につきましては、(1)、諸報告、(2)、議会運営についてであります。

次に、秩父広域市町村圏組合定例会が行われました。報告書には令和7年秩父広域市町村圏組合とありますが、間違い、訂正です。

開会日時は、令和7年11月14日金曜日10時開会です。開催場所は秩父市役所本庁舎4階議場であります。出席者は、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員であります。

議事日程であります。第1、議席の指定、小鹿野町の議員改選に伴い、15番、猪野茂議員、16番、今井敏夫議員の議席が決定いたしました。副議長の選出であります。指名推選により、議長の指名により今井敏夫議員、小鹿野町が選出されました。会議録署名議員の指名ですが、15番、猪野茂議員、小鹿野町、16番、今井敏夫議員、小鹿野町、11番、小松穂波議員、秩父市であります。

会期の日程は、令和7年11月14日、1日といたしました。

常任委員会委員の指名であります。新議員の選任に伴い、総務委員を今井敏夫議員、厚生衛生委員を猪野茂議員となりました。

第6、諸報告。

第7、管理者提出議案の報告。提出議案の報告、ビジョン等について、通信障害についてがありました。

第8、一般質問。1番、小松穂波議員、秩父市、2番、高野佳男議員、秩父市であります。

第9、議案第16号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。総員起立で認定されました。

第10、議案第17号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。これは水道料金の改定、36.1%の値上げについての条例であります。総員起立、原案可決であります。

第11、議案第18号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）であります。総員起立、原案可決であります。

第12、議案第19号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）であります。総員起立、原案可決であります。

なお、記載はありませんが、10月17日、28日の両日におきまして行政視察を行いました。場所は、南房総市し尿処理センター、立川防災館、埼玉西部地域消防指令センターを行政視察いたしました。

以上、報告いたします。

なお、広域議会の資料は控室に置いてありますので、細部については、御覧を願いたいと思います。

以上、報告いたします。

○向井芳文議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し、質疑がございましたら、お受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○向井芳文議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は4名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、公明党の宮原みさ子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回は大きく3点の質問をさせていただきます。

初めの質問は、リチウムイオン電池等の使用後の処理についてお伺いいたします。現在、私たちの暮らしの中では、リチウムイオン電池が非常に多くの製品に使用されており、その利便性から生活に欠かせないものとなっています。パソコン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、手持ち扇風機、コードレス掃除機など、私たちが日常的に使う多くの家電製品に搭載されており、その普及は年々増加しています。

しかし、その一方で、使用済みリチウムイオン電池の廃棄に関連した火災事故が全国的に多発しており、大きな社会問題となっています。リチウムイオン電池は、強い衝撃や圧力が加わると、発火、破裂、爆発の危険性があるため、一般ごみに混入してしまうと、ごみ収集車、焼却施設などで重大な事故につながるおそれがあります。

環境省の調査によれば、廃棄物処理の過程でリチウムイオン電池が原因と疑われる火災事故は全国で4,260件、発煙・発火など、小規模なものも含めると1万6,517件に上り、その件数は近年も増加傾向にあります。環境省は、自治体に対し、処理前の目視確認による危険物の除去、消火設備の強化、市民への周知徹底を強く呼びかけている状況です。

さらに、埼玉県上尾市のごみ処理施設では、令和2年に誤った方法で捨てられたリチウムイオン電池が原因と見られる火災が発生し、施設が約9か月半にわたり稼働停止となりました。復旧工事費は約4億7,700万円、停止期間中の委託処理費も約5,000万円に上り、自治体財政や住民サービスに大きな影響を与えました。これは誤った廃棄によるリスクが単なる火災だけでなく、町全体の負担増にも直結することを示しています。

こうした背景から、現在、販売店などが行っている拠点回収に加えて、自治体自らが家庭から直接リチウムイオン電池等を回収する取組を始める動きが全国で広がりつつあります。安全対策として、自治体が積極的に関与する必要が高まっているといえます。

以上を踏まえて、横瀬町の現状と今後の対応について、以下の点を伺います。

1、リチウムイオン電池等の回収方法の現状と、その課題についてお伺いします。

2、リチウムイオン電池等が原因と見られるトラブルの発生状況について、町として、どのように把握しているのか、伺います。

3、安全確保の観点から、公共施設等での拠点回収の実施は必要と考えますが、町としての見解をお伺いします。

大きい2点目の質問は、高齢者等のごみ出しの支援についてお伺いいたします。横瀬町でも高齢化が進む中、地域への生活課題が多様化しております。中でも近年、特に深刻化しているのが、ごみ出しが困難な高齢者の増加であります。ごみ出しは日常生活の基本的な行為の一つですが、足腰の衰え、体力の低下などの身体的理由に加え、曜日ごとに異なる収集日や分別ルールを覚えるのが難しい、あるいは集積所までの距離が遠いといった理由から、ごみ出しが大きな負担となっている高齢者が増えております。

また、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、家族や近所の方など、身近な支援を得ることができない状況も問題となっており、ごみ出し支援は高齢者の生活維持に直結する重要な施策と考えます。

国立環境研究所が全国自治体を対象に行った調査によれば、高齢者向けのごみ出し制度を既に導入している自治体は全体の約3割にとどまっています。しかし、現在、制度がない自治体でも将来的には約4割が導入を検討したいと回答しており、高齢者の生活を支える新たな行政サービスとして関心が高まっていることがうかがえます。

支援制度の内容を見ると、自治体や委託業者が自宅まで訪問して直接回収を行う直接支援型が9割を占めており、対象となる世帯の要件についても、年齢、介護認定、障がいの有無など、自治体ごとに様々な基準が設定されています。

さらに、注目すべき点として、制度を導入している自治体の7割以上が、ごみ出し支援と併せて安否確認の声かけを実施しているという調査結果があります。単なるごみ出し支援にとどまらず、高齢者の見守り体制としても重要な役割を担っているのです。実際声かけを実施している自治体では高齢者の体調不良や異変に早期に気づくことができ、大事に至らずに済んだ事例も報告されています。

一方で、人員の確保や業務負担の増加といった課題も指摘されており、制度導入に向けては、行政・民間の役割分担など、工夫が求められる状況です。

このような背景から、全国では既に高齢者世帯や身体の不自由な方を対象とした、ごみの戸別収集事業を行っている自治体も増えております。

そこで、横瀬町として、高齢者等のごみ出しに関する支援をどのように考えているのか。現状と今後の課題についてお伺いいたします。

大きい3点目の質問は、子宮頸がん及びHPV関連のがん撲滅についてお伺いします。まず、HPVについて、改めて確認します。HPVは、女性の子宮頸がんだけでなく、男女問わず中咽頭がんや肛門がん、外陰がん、陰茎がんなど、様々ながんの原因となることが明らかになっています。

これらの多くはワクチン接種で予防可能であり、世界的にもHPVワクチンの普及が進められています。しかし、日本では、平成25年に国が積極的勧奨を一時的に差し控えた影響により、接種率が極端に低下いたしました。

その後、令和4年度に積極的勧奨が再開され、横瀬町でも積極的な啓発に取り組んでいただきました。

現在、子宮頸がん予防ワクチンの定期接種は公費で実施されており、対象は小学校6年生から高校1年生相当の女性となっています。

また、接種機会を逃した世代に対するキャッチアップ接種も2025年3月31日までに1回以上接種した人を対象に、2026年3月31日まで公費で受けられる制度が継続しています。しかしながら、全体的に見ると令和6年度末の定期接種対象学年における接種率は約50%にとどまり、以前と比べれば回復傾向にはあるものの、依然として十分とは言えない状況です。令和5年9月議会でも取り上げさせていただきましたが、子宮頸がんの撲滅に向けて、引き続き改善と強化が求められると考えています。

さらに、男性へのHPVワクチン接種についても大きな進展がありました。前回の一般質問では、国や他の自治体の動向を注視しながら検討していくのご答弁でしたが、現在では横瀬町でも小学校6年生から高校1年生相当の男子に対し、予防接種の助成が開始されています。

日本では、長らく男性が接種可能なのは4価ワクチンのみでしたが、2025年8月に男子への9価ワクチン接種が承認され、世界標準である9価ワクチンを男女ともに接種できる体制が整いました。これにより将来的には男性由来の感染拡大を抑えることにもつながり、地域全体のHPV関連がんの予防に寄与すると期待されています。

以上を踏まえ、横瀬町として取組状況と今後の方向性について、以上の点を伺います。

- 1、女子の定期接種における接種件数、接種率の現状及び対象者への啓発はどのように行っているのか。
- 2、接種率をさらに高めるため、町として、どのような取組を行っているのか。
- 3、未接種者や接種機会を逃した方に対して、どのような支援やフォロー体制を取っているのか。
- 4、男子の9価HPVワクチン接種承認を受け、横瀬町としての現状と今後の課題をどのように捉えているのか、お伺いします。

以上、壇上より質問を終わります。よろしく願いいたします。

○向井芳文議長 質問1、リチウムイオン電池等の使用後の処理についてに対する答弁を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 質問事項1、リチウムイオン電池等の使用後の処理について、要旨明細(1)、(2)、(3)について答弁をさせていただきます。

最初に、回収方法の現状と課題でございます。リチウムイオン電池等の小型充電式電池につきましては、携帯電話や携帯電話を充電するためのモバイルバッテリーをはじめ、様々な製品に使用されております。希少な金属が使われており、リサイクルすることで資源の有効活用につながるため、適正に回収されれば資源循環に大いに貢献できるものでございます。

その反面、議員ご指摘のとおり、強い衝撃が加わることなどをきっかけに発火するおそれがあるため、可燃ごみや不燃ごみに誤って混入されることにより、ごみ収集車やごみ処理施設において火災の原因となる事例が全国で発生しており、深刻な問題となっております。

秩父広域におけるリチウムイオン電池等の回収方法でございますが、通常住民の方が使用しております収集場所におきまして、不燃ごみの日と可燃ごみの日、合わせて月3回収を行っております。

収集場所に出す際の注意事項が3点ございます。1点目は、火災を防ぐための処置として、金属部分に

ビニールテープ等を貼り、絶縁をしていただく必要がございます。

2点目は、リチウムイオン電池等の収集に当たりましては、安全対策のため、ごみ収集車の荷台とは別に専用の積載箇所を設けておりますので、仮に不燃ごみの日に出す場合、黄色の指定ごみ袋に余裕があっても、それとは別に出していただく必要がございます。

3点目は、同じ収集区分の乾電池、ライター、電子たばこなど、他のごみとは混ぜずに、透明、または半透明の袋に入れ、口を縛っていただくようお願いしております。

回収されたリチウムイオン電池等につきましては、秩父環境衛生センター内の専用の保管場所に、資源ごみや不燃ごみとは別に管理する形で安全対策を取っております。

次に、課題でございますが、現状を見ますと、ほとんどの住民の方には、収集時における注意点、マナーを守っていただいております、安全に排出していただいております状況でございます。

しかしながら、火災等の危険性も含めて、リチウムイオン電池等の収集場所への出し方について、さらに周知が必要であるという点と、そもそも収集場所へ出せること自体知らない住民の方もいらっしゃいますので、より多くの住民の方たちに周知をしていくことが課題であると秩父広域及び当町ともに同じ認識を持っているところでございます。

そのような状況を踏まえまして、「広報よこぜ」11月号におきましても、リチウムイオン電池に起因する火災事故防止へのご協力をお願いということで、注意喚起の記事を掲載しておりまして、収集場所に出す際の注意事項についても周知をしております状況でございます。

次に、トラブルの発生状況ですが、幸いにも秩父地域ではリチウムイオン電池が原因と見られるごみ収集車等の火災は発生しておりませんが、令和7年1月8日の秩父市尾田蒔地内の可燃ごみの収集において収集車でごみを積み込む際に、回転板で押し込んだところ、可燃ごみに混入した使用済みのスマートフォンから煙が出たという事例がございます。

こちらについては、すぐにそのごみを取り出して、水をかけることで、大きな事故にならずに済んだということでございます。

それ以外は、ごみの収集や処理の過程において、リチウムイオン電池等が原因と見られる収集車の運行やごみ処理施設の運営に影響があるトラブル、けが人等は発生していないとのことでございます。

次に、公共施設における拠点回収の必要についてのご質問でございますが、まず秩父広域に確認したところ、現在のところ、公共施設における拠点回収を実施する予定はないとのことございました。

また、横瀬町独自に拠点回収を行うかどうかという点につきましても、現在のところは考えておりません。その理由でございますが、従前は、製造事業者等による自主回収を国が義務づけ、販売店の拠点回収を主に行われてきた経緯がございましたが、近年は、それだけでは不十分であるということで、先ほどの議員のご質問の中で、自治体自らが家庭から直接リチウムイオン電池等を回収する取組を始める動きが全国で広がりつつあるという議員の指摘がございましたけれども、まさに今この流れになっております。

令和5年度における分別回収を実施している自治体が全国で75%にとどまっており、国のほうから、市町村においても分別回収と適正処理を徹底していくことが求められているところでございます。

具体的に国が求めております回収方法につきましては、不要となったリチウムイオン電池等がご家庭で保管されたままにさせず、他のごみ区分への混入を防ぐとともに、住民にとって利便性の高いステーショ

ン回収等を基本として分別回収を行うことが求められておりまして、秩父広域におきましても、住民にとって利便性の高いステーション回収を実施しておるところでございます。

県内のある自治体におかれましては、ステーション回収は未実施で、拠点回収を実施しておりますが、小型家電から取り外した充電式電池のみを拠点施設へ持ち込んでください。取り外した本体部分は不燃ごみとして収集場所へ出してくださいという形を取っておる自治体もございます。

また、ステーション回収を実施している自治体におきましても、小型家電から取り外した充電式電池は有害ごみの日に指定収集場所に出してください。取り外した本体部分は別日回収の不燃ごみに出してくださいというような自治体もございます。

現状の秩父広域を見ますと、充電式電池も小型家電の本体部分も取り外せる場合には明確に分けた上で不燃ごみの日であれば同じ収集日に収集場所へ出すことができます。また、小型充電式電池を取り外せない小型家電も不燃ごみの日に収集場所へ出すことができますので、住民の方にとっては、現在の秩父広域の収集方法は安全対策に配慮した上で、住民の方がごみを出しやすい利便性の高い収集方法になっているというふうに考えております。

そのような状況から、リチウムイオン電池等については、課題となっております火災等の危険性も含めて、収集場所への出し方について周知が不足しているという点と、回収していることを知らない住民の方に対しまして、日常のご利用いただいております収集場所で回収しておりますという点について、より一層住民への周知を徹底していくということで、対応していきたいと考えておりますので、現在のところは、拠点回収については予定していないということで、ご理解をいただければと思います。

答弁は以上になります。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

本当に細かい配慮までされているということで、ただこれは広域で行っていくことではありますけれども、やはり横瀬町の中で、本当に率先してできるようになっていければいいと思いますし、このリチウムイオン電池のことに對しても、私も今回NHKテレビでも、この間放映されていまして、本当にどういふふうに取り扱ったらいいのか。これはあるけれども、どうしたらいいのだ。膨らんでしまったという電池はどういふふうにしたらいいのだという、そういうお声も、ちょっと聞いたこともありますので、そういうときのために、何がこのリチウムイオン電池なのか。そこから多分住民に細かく教えていかないと、本当に分からないのではないかなというか、私たちの年代になると、もっと分からなくなってくるということが、本当にちょっといろいろ情報収集させていただく中でありました。

この間も、ちょっとリサイクルセンターのほうに、ちょっと違う場所なのですけれども、視察に行ったときも、やはりリサイクルセンターで最も怖いのはリチウムイオン電池、ガス等が、やはり一番怖いということで、それを戻ったら各自治体にもちゃんとお話ししてみてください。ただ、秩父広域は、そういうことがほとんどないということなのですが、これからはもしかしたらというのがありますので、その周知の徹底というのを、さらに細かくやっていただければありがたいなと思います。

それをさらにもう一度お聞きしたいと思ひますし、それと先日違う自治体のほうで、リチウムイオン電

池のみの回収袋というのを作ったところがありました。広域でやっていただければ一番なのですけれども、そういうものもありますので、そうすれば分別するときには不燃物以外のものも今度はその中に入れて収集できるという、そういうものもありますので、それをもしできたら、これからだとは思いますがけれども、どのように考えているのか、お伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 まずは、1点目の再質問でございますが、今後の周知方法について答弁させていただきます。

今後の周知方法でございますが、9月定例議会の際にもご紹介させていただきました、ごみ分別アプリのさんあ〜る、こちらを周知しまして、ご活用いただくことが一番よろしいかというふうに考えております。

このアプリの中には、ごみの分別帳のデータベースに約2,560項目、非常に細かく品目が登録されておりまして、リチウムイオン電池等の収集場所への出し方についても、細かくごみ出しの際のご案内ができるものでございます。

当町の「広報よこぜ」9月号にてご案内させていただいたほか、12月号におきましても、広報記事の空きスペースを活用させていただきまして、さんあ〜るアプリのQRコードを紹介する形を取っております。今後引き続き周知を継続していく予定でございます。

ただし、スマートフォンをお持ちでない方やアプリの活用が難しい方もいらっしゃると思いますので、秩父広域と連携しまして、紙媒体による周知を継続していくとともに、イベントなどの機会を捉えての周知も引き続き力を入れていきたいと考えております。

また、秩父広域におきましても、組合広報紙の令和8年1月号にリチウムイオン電池等の注意点を掲載予定であるほか、従前からちちぶFMや組合広報Xを活用して注意喚起を行っておりまして、今後不定期にはなりますが、消防とも協力の上、引き続きちちぶFMや組合公式Xを活用した注意喚起を継続していくとのことでございます。

次に、2点目の専用の回収袋でございますが、これはちょっと横瀬町だけでは、実施しますという答弁はできないので、組合のほうに、そのような要望があったということで、私のほうから伝えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。今後もしっかり周知していただければと思います。

それと、今回、私も広域議員になっておりまして、今回横瀬町町長も管理者ということになっております。この点について、広域のほうでどのような取組をしていったらいいのか、お伺いできればと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

今回この質問をしていただいたのを契機に、他自治体のやり方等を、私たちがさらに情報を集めることができ、大変いい機会をいただいたなというふうに思っています。

その中で総体的に比較して現状の秩父地域では、比較的ですがけれども、しっかり対応できており、住民の方がごみを出しやすい、利便性の高い収集方法にはなっているかなというふうには考えています。

そういう中で、議員ご指摘のとおり、周知のところが、まだまだやる余地はあるかなというふうに思っています。

まずは、今年度から導入しました、ごみの分別収集アプリですね、さんあ〜るを普及・啓発をしていくということと、それからアプリに触れない層の方々がいるので、それは紙媒体であったり、あるいはラジオの媒体だったり、様々なものを用いて周知には努めてまいりたいなというふうに考えています。

いずれにせよ、組合としても、組合としても言うてはあれですがけれども、町としても、組合としても問題意識を持って取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま宮原みさ子議員の一般質問中でございます。

次に、質問2、高齢者等のごみ出しの支援についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔加藤美智子福祉介護課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課長 質問事項2、要旨明細(1)、高齢者等のごみ出しの支援の現状と今後の課題について答弁させていただきます。

まず、現状についてでございますが、本町では、決められた集積所にごみを出していただく方法を取っておりますが、足腰が弱くなるなどして、ごみ出しがづらいと感じる高齢者の方が増えていることは福祉の現場でも耳にすることがございます。

その一方で、支援が必要な方や高齢の方であっても、体力を落とさないため、あるいは外に出て社会と関わるために、公的な支援に頼らず、ご自分の力で、健康のために頑張って集積所までごみ出しをされている方もたくさんいらっしゃいます。

しかし、支援を必要とする声が少しずつ増えているのも事実です。実際、令和3年度に実施いたしました、地域福祉計画策定のためのアンケート調査によりますと、ごみ出しの手助けをしてほしいと回答された方は1.4%でございました。一見低い数字のように思われるかもしれませんが、その5年前の調査では

0.7%であり、比率としては2倍に増加しております。数字に表れない潜在的なニーズも含めれば、高齢化の進展とともに、ごみ出しに不安を感じている方は着実に増えているものと認識しております。

こうした中で、当町の高齢者の暮らしを支えているのは地域の方々による温かい支え合い、いわゆる互助の取組です。日頃から高齢者の相談を受けている地域包括支援センターの職員からは、ご近所の方がご自身のごみを出していくついでにごみ出しに困っている方に、これから行くからついでに持っていきよと声をかけ、当たり前のようにごみ出しを代行してくださっているようです。

支援を受けている方も、わざわざ来てもらうのは申し訳ないが、ついでと言ってもらえると甘えやすいとおっしゃっており、こうした「ついで」の精神による無理のないご近所同士の助け合いには、公的なサービスには代え難い、とても大切な役割がございます。また、ごみ出しを通じて毎週顔を合わせることが自然な見守りになり、誰かとつながっているという安心感にもつながっているのが現状です。

なお、要介護・要支援の要介護認定を受けている方では、ホームヘルパーによる生活援助の一環としてごみ出しを依頼していることがあったり、公的な支援だけではカバーし切れない部分につきましては、シルバー人材センター等による有償の家事援助サービスをご案内するなど、既存の資源を活用していただいているのが実情でございます。

次に、今後の課題としては、大きく2つの課題があると考えております。1つ目は、支える側も高齢化しているということです。これまで、ついでだからと手伝ってくださっていた地域の方々も同じように年を重ねておられます。このすばらしい支え合いを無理なく、これから先もどうやって続けていくかが課題と捉えております。

2つ目は、新しい制度をつくることの難しさです。町が主体となって1軒1軒、戸別にごみを回収する制度を新たにつくるとなると、多くの費用や人手が必要になります。また、どのくらいのレベルの困難さであれば支援の対象とするのか、基準を公平に行うことは非常に難しいという現実がございます。

また、有償サービスにつきましても、利用される方の経済的な負担能力の問題があり、全てのニーズに答え切れていない側面がございます。

町といたしましては、費用がかかるからという理由だけではなく、ご近所同士のつながりや見守りという福祉の大切な機能を守るためにも、ごみ出しが大変な高齢者等が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、横瀬町らしい助け合いの力を生かした方法を大切にしていきたいと考えております。

今後は、ごみ処理を担当する環境課とも協力し、地域で頑張ってくださっている方々の負担をどうすれば減らせるか。この温かい互助の取組をどうすれば守っていけるか。福祉の視点を大切にしながら情報の収集と整備を行い、しっかり考え、模索してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 高齢者等のごみ出しの支援について環境課からも答弁をさせていただきます。

高齢者等からのごみの戸別回収についてのご質問でございますが、まず秩父広域のほうの考え方でございますが、福祉的な施策は各市町で抱える問題などにも差があり、経費負担的な部分を考えますと、秩父

広域の一律のサービスとして戸別訪問収集などの踏み込んだ施策は、導入する予定はないとのことでした。

次に、環境課サイドの対応でございますが、高齢者からのごみの戸別回収の関係で、近隣自治体の状況を見ますと、自らが収集場所へ排出することが困難な要支援世帯等に対しまして、当町と同様にホームヘルパー等がごみの排出を支援する形を取っているところがございます。ホームヘルパー等が要支援世帯から回収したごみを公共施設に設置された専用の収集場所へ運んでいただく形の戸別回収を実施している自治体もございます。

この専用の収集場所につきましては、ホームヘルパー等が支援に行かれる日が、必ずしもごみの収集日に行けるとは限らないための対策で、収集日まで数日間かかることを想定し、専用の収集場所になるべく臭いの出ない形でごみを出していただいているようでございます。

当町におきましては、先ほど福祉介護課長の答弁にありましたとおり、現状は当町が大切にしております、地域の支え合いによる互助の部分と、ホームヘルパー等による要支援世帯に対するごみ出しの支援を併せて行うことで、何とかごみ出しの支援が対応できているということでございます。

今後なのですけれども、将来的に地域の支え合いの希薄化や要支援世帯等の増加などの状況によりまして、近隣自治体のホームヘルパー等による戸別収集と同様に、専用の収集場所の設置の必要性が生じた場合には、福祉介護課と連携して制度設計を行いまして、環境課のほうで、役場などの公共施設に専用の収集場所を設置し、管理をしていくという形も可能であるというふうを考えております。

当面の方向性なのですけれども、環境課としては、福祉介護課と連携しまして、将来的なことも見据えた上で、ごみ出しの支援が必要な方がどれくらいいるのかななどの情報収集に努めてまいりたいというふうを考えております。

答弁は以上になります。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

本当に高齢者のごみ出しについては、私も知人の方から、ごみ出しを何とか近場に持ってきてもらいたいという最初のご相談を受けたのですけれども、そのときは、隣にアパートがありまして、アパートの住民のみのごみ捨場だったのですけれども、そこを何とかやってもらえないかという話をしたら、やはりそれできない。そしたら、やはり二、三百メートル歩かないと、結局ごみ出しできない。近隣の方とか、支援の方が、その都度やはり来て持って行ってもらう。

先ほども話していたように、本当に支えの制度というか、支え合いの地域だなというのは、すごく感じるのですが、やはりごみ出しをしてくださった、支援してくださった方に対して、そこのごみ出しをしてくれた方が、御礼がすごくなくなってしまう。そういうのが重荷になってしまうので、そこのご相談もありましたので、これは今後やはり高齢化が進む中で、どこかのところで制度をつくっていかないといけないのではないかなというのを考えましたので、今回質問させていただきました。

シルバー人材センターさんにもお聞きしました。そしたら1回500円で収集をしますということだったので。1回500円ということは、1か月に、もし毎回やるとしたら、物すごく金額が高くなって、それ

はとてもできない。1人だけご利用されている方がいたそうなのですけれども、私も1回500円で収集を行うというのは、ちょっと金額的に年金の方だと厳しいのではないかなって思いました。それなので、シルバー人材センターの方も、でも件数が増えれば、もう少し幅広く、何件もあれば500円ではなくてもできる可能性が出てきますよというのも聞いております。

あとは、本当にほかの自治体においても、自治体が負担して無料で収集しているところも徐々に増えてまいりました。それなので、今後考えてみると、介護認定を受けている方、障がいがある方、あとは、やはりそうやってご近所でも高齢になってしまった方というのが年々増えてくると思いますので、やはり何とか取組ができないか考えていただければと思います。

それなので、行き詰まってしまう前に、町として何かできるようであればと思いますので、その点も1点伺えればと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔加藤美智子福祉介護課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課長 ただいまの議員の再質問に対して答弁させていただきます。

議員のご指摘のとおり、近所の方への遠慮や過度のお礼が、かえって高齢者の精神的、また経済的な重荷になってしまうケースがあることは、有償サービスを利用し続けることが経済的に厳しいという現状も私としては重く受け止めております。

一方で、公的なサービスにつながる場合には介護サービスの利用料の補助金制度というのがありまして、低所得者に対するサービスの支援も一緒に制度を周知しております。しかしながら、先ほど申し上げました、1軒1軒の戸別の回収となりますと、やはり人的な費用や人手も多くかかるということで、今後の福祉の立場としては、やはり近所の方や支え合いの事業で互助を生かしつつも、必要なサービスにつきましては、環境課と連携して何が実際にできるかどうか、模索してまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

本当に町として申請をする、そういう取組を行うというのは大変なことかもしれないですけれども、やはり今後を見据えた上で、何とかやっていただけないかなと思います。

町長は、どのようにお考えしているのか、ちょっとお聞きいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、課題としては、高齢化に伴う課題であり、これからどうするかというのをしっかり考えていかなければいけない課題だというふうに思っています。

現状で言うと、例えば去年、今年は町民と語る会というのを各地区で回ってやらせていただいたのです

が、まだ本件については、大きな声にはなっていないかなとは思っています。担当課等と話をする中で、個別に住民の皆さんからお話が、こういう要望があったというのは、自分の認識しているのは3件くらいですか、今具体的に2件か、3件聞いています。

これは潜在的には、そうはいつでも、そういうニーズはたくさんあるだろうなということと、そこから分かるのは、やはりいつでも、現状まだ共助、互助が相応に横瀬町は機能しているのではないかなというところは言えるかなというふうに思っています。

なので、まずここから先を考えますと、マンパワーの限界や財政的な限界みたいなところも含めて考えると、やはり横瀬町は共助とか、互助というところをしっかりと育てていかなければいけないというのが、まずあって、担当の福祉介護課長が申し上げた、横瀬町らしい助け合いの力を生かした方法というのは、まずは大切にしていきたいし、育てていきたいと思っています。

そういう中で、次に、それでは導入にならないとか、難しいという状況であれば、町のほうでの対応を考えていかなければいけないかなという、整理としても、そういう順番かなというふうに思っています。いずれにせよ、これからますますニーズとしては出てくるというふうにも想定できますので、しっかり現状がどうかというところを、もう一度調査研究をし、しかるべき対応は考えていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 質問事項3について答弁させていただきます。

子宮頸がんは、国内では年間約1万人以上の女性が発症し、年間約3,000人の女性が死亡すると推定されています。子宮頸がんは、ワクチンでヒトパピローマウイルス（HPV）感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期に発見し、早期治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待できるとされています。

本町では、HPVワクチンの定期接種を小学6年生から高校1年生相当の女子を対象に実施しています。また、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を令和4年4月から令和7年3月末までとして実施しましたが、ワクチンの出荷状況等により、この期間中に3回の接種が完了できないと見込まれる方については、今年度末までに接種期間を延長する経過措置を取っております。

要旨明細1の女子定期接種の接種件数と接種率でございます。令和7年度における定期接種の対象者は平成21年4月2日生まれから平成26年4月1日生まれの女子で148名となります。

また、令和7年12月1日現在、初回接種完了者は26名で、接種率は17.56%となります。令和6年度の全国平均は13.79%ですので、若干全国平均より高い接種率となっています。

また、対象者への啓発でございますが、新たに定期接種の対象になった方の保護者に対し、国が作成したリーフレットに通知と予診票を同封し、個別通知により周知しています。

このリーフレットには、ワクチンの有効性と接種後に起こり得る副反応のリスクについても詳細に記載されており、各家庭において十分に話し合い、接種の判断をしていただくよう案内しています。

要旨明細 2 の接種率を上げるための取組でございますが、昨年度キャッチアップ接種の期間が終了することに伴い、大切な接種の機会を逃すことのないよう、秩父地域 1 市 4 町でHPVワクチンの分かりやすい解説動画「子宮頸がんとHPVワクチンのお話」を作成しました。

動画の作成に当たっては、岩田産婦人科医院の城谷誉子先生にご協力いただき、出演し、解説していただきました。この動画の効果もあり、キャッチアップ接種対象者309名のうち初回接種をされた方は101名、接種率は32.69%となりました。

続いて、要旨明細 3、未接種者に対する対応についてでございます。HPVワクチン接種において重要なのは、接種率の数字そのものではなく、住民が正しい情報に基づき、ワクチンの有効性とリスクを十分に理解した上で、ご本人及び保護者の自発的な意思に基づき、納得して接種するか否かを選択することが重要であると考えます。

引き続き、広報やホームページ等でワクチンの効果と安全性に関する最新の情報提供を実施してまいります。

また、接種に関する疑問や不安に対し、保健師が医師等と連携し、きめ細やかな相談対応ができる体制を整えていきます。

続いて、要旨明細 4、男子の 9 価HPVワクチンの承認の現状と今後の課題についてでございます。9 価HPVワクチンは、今年 8 月に 9 歳以上の男子への接種が承認されました。

これに関連し、現在、町が男子への任意接種助成の対象としている 4 価ワクチンについては、製造販売元より令和 8 年12月をもって販売を終了するとの情報が示されています。

このため、町といたしましては、現在の 4 価ワクチンの助成から、より予防効果の広範な 9 価ワクチンへの助成切替えに向けて、現在、検討を進めているところでございます。

また、今後の課題といたしましては、男子接種の有用性に関する認知度が依然として低いことが挙げられます。

HPVワクチンは女子だけのものという認識が強く、男性自身の中咽頭がんや肛門がんのリスクにさらされていること、またパートナーを子宮頸がんから守るために男性の接種が有効であることなど、こうした情報が十分に行き届いていないのが現状です。

令和 6 年 4 月より、小学 6 年生から高校 1 年生の男子に対し、任意接種の助成が始まりました。対象者 182 名のうち、初回接種完了者は 21 名となり、接種率 11.53% と低い状況です。

今後は、9 価ワクチンへの移行について、1 市 4 町をはじめ医師会と協議を進めるとともに、パンフレットやホームページ等を通じ、男性にとっても自分事であると認識してもらえよう、分かりやすい情報発信と啓発に努めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6 番、宮原みさ子議員。

○6 番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

やはりここも周知がどれだけ大事なのかということだと思います。それなので、多分女子に対しても男子に対しても周知の仕方が 1 回のみでしたらば、ほかの自治体で接種率が上がったところによりますと、毎

年通知を出して告知しているというところがあります。それで接種率が上がったということになります。町としても接種者に対して毎年できないかどうか、そのところだけお聞きいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、答弁させていただきます。

新たに対象になった方については、個別通知により現在も勧奨しております。接種するかどうかは、ワクチンの有効性と副反応のリスクを勘案し、判断していくことになります。再三にわたる勧奨通知や無接種者への個別の働きかけについては、接種の強制と受け取られかねない懸念があることから、実施する予定はありませんが、定期接種の最終年度、高校1年生相当の年齢で接種が完了していない方に対しては、その旨の個別通知を実施するよう検討しております。

以上となります。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

やはり予防できるがんということを前面に打ち出して、さらに接種率を上げるためには、やはりいただいた方がどう思うかより、こちらでぜひ受けてほしいという積極的な通知って物すごく大事になると思います。

本当に子宮頸がんになる方が、私たちの年代、物すごく多くて、やはり最初にワクチンを受けておけばよかったという後悔をしている方もいますので、ぜひその点、何とか進めていけるよう、時間ありますので、町長、一言お願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 本件に対して接種率を向上させるよう、しっかり周知と検討、さらなる周知をしっかりとやっていきたいというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

---

○向井芳文議長 次に、7番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

7番、新井鼓次郎議員。

〔7番 新井鼓次郎議員登壇〕

○7番 新井鼓次郎議員 7番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の一般質問は、武甲山資料館についてであります。本年9月の議会定例会の決算認定質疑において、

武甲資料保存会補助金についてお伺いしたところ、これは秩父市と横瀬町がそれぞれ補助金を拠出して武甲山資料館の運営に充てている資金で、原資は武甲山関係の企業さんからいただいている性質のものであるというご回答をいただきました。

信仰の山であり、横瀬のシンボルである武甲山の歴史を伝え、資料を残すということは、大変有意義であると思われます。

武甲山資料保存会は、武甲山関係の企業と秩父市、横瀬町、そして秩父自然保護委員会なる団体から選出された役員から構成され、武甲山資料館の運営がなされています。

実際の運営管理は秩父市が受け持ち、イベントとして希少植物の特別展示は武甲山関係企業、写真展は自然保護委員会、図画、作文展は秩父市教育委員会が協力しているようであります。そして、運営資金は、企業の寄附金と入館料で賄っているようであります。

横瀬町の役割は、企業からの寄附金を補助金として渡すくらいで、あまり関わっていないようですが、補助事業を行う保存会の構成団体ですので、ここで幾つか質問いたします。

まず、(1)として、武甲山資料館設立の歴史的背景と運営目的についてお伺いします。特にこの資料館の設置場所ですが、人けのない、積極的に足を運ぶと思えない場所に建てたのは疑問であります。古い話なので残っている資料の範囲で構いません。

次に、(2)として、有料入場者数を教えてください。

そして、(3)として、今後の事業展開をお伺いします。開設以来50年近くが経過し、更新や大規模改修を考える時期が近づいてきつつあります。今の場所での役割は終わったのではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○向井芳文議長 ただいま町政に対する一般質問中ではございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番、新井鼓次郎議員の一般質問中でございます。

質問1、武甲山資料館についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、質問事項1について答弁させていただきます。

初めに、要旨明細(1)でございます。武甲山資料館につきましては、資料館の所在地が秩父市内であり、秩父市武甲山資料館条例等に基づき管理運営をされております。そのため、秩父市担当部署(文化財保護課)に確認をした上での回答とさせていただきます。

武甲山につきましては、古くから信仰の山としてあがめられてきましたが、自然科学の面からも、地質、

動物、植物など、秩父地域において大変貴重な存在であります。

このように武甲山は、資源が豊富で、貴重な存在であるがゆえに、石灰石の採掘により、秩父地域の人々の生活を支え、地元経済の活性化により、地域を潤していただいた反面、山容は昔に比べ、変貌しております。その中で価値ある資料を収集し、長く後世に伝えていくために武甲山資料館は設置されたものであります。

建物の設立は、昭和54年11月で、武甲山関連企業の寄附金により建設されたものであります。収集された資料は大変貴重なもので、1年を通じて多くの方に来館をいただいております。

資料館の設置場所ですが、確かに議員のおっしゃるとおり、羊山公園のやや奥まった場所にございます。地域の方々や観光客も訪れる見晴らしの丘、秩父市と横瀬町にまたがる場所に位置し、お花見など、公園全体を憩いの場として活用されている場所であるため、設置には適した場所として選定したものと推測いたします。

場所の選定については、資料の中で、「秩父市と横瀬町にまたがる場所」という文言が見つかったほか、詳しい資料が見つかりませんでしたので、このような回答にさせていただきます。

続いて、要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。武甲山資料館は、先ほど説明させていただきましたが、これまで武甲山を主とした貴重な資料を収集しており、1年を通じて多くの方に来館をいただいております。

ご質問の有料入場者数でございますが、令和5年度は5,418人、令和6年度は5,301人となります。参考までに毎年、山の日、県民の日には入館を無料としておりまして、令和5年度の無料入館者数は82人、令和6年度は212人であるため、それぞれの総入館者は令和5年度で5,500人、令和6年度で5,513人となっております。

これまでの入館者の状況につきましては、昭和55年度から昭和57年度までの3か年のみ1万人を超えておりましたが、平成9年度以降は、年度により増減があるものの、5,000人程度の入館者で推移しております。そのため、有料入場者数も大きく減ることもなく5,000人程度で推移している状況でございます。

続いて、要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。今後の事業展開でございますが、やはり施設が秩父市側ということで、事業も秩父市の主催が多くございます。資料館でのイベントとしては、希少植物である秩父イワザクラ、ムラサキ、ミヤマスカシユリの特別展示、施設周辺での「夏休み、武甲山の写生会」の実施、各写真展などが行われております。「夏休み、武甲山の写生会」については、秩父市内の小中学生が対象とのことですが、要望があれば、横瀬町内の小中学生についても、参加について検討するというところでございます。

今後の事業の実施、展開につきましては、武甲山資料保存会の組織がございますので、保存会の理事会、総会で検討を行いまして、必要な事業について計画し、実施していくということで、確認をしております。

また、現在の場所での役割でございますが、年間5,000人を超える来館者と地元子供たちや施設を訪れる県内外の小中学生に対する教育面からの意義を考慮しますと、現在も役割を果たしており、少なからず存在価値はあるように思われます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございました。

昭和54年ですか、そこで建設されたということで、大分長い間、この資料館は運営されていることが分かりました。

通常、人の出入りが見受けられないように感じておりましたが、年間5,000人もの人が訪れるということで、実は少々驚いております。役割を果たしてきたのだと感じております。

しかしながら、令和6年度の事業報告というのを見ますと、入館料収入は101万5,130円しかなくて、運営に使ったお金は企業からの寄附金で賄われているようです。1,000万円弱のお金が毎年毎年、毎年毎年なのですね、1回ではないのです。毎年毎年、運営に導入されています。

武甲山関係の企業の出荷高なのですが、平成8年の921万トンピークに、令和5年は582万トンに落ち込んでいます。令和6年、令和7年も、さらに減少傾向となっています。令和7年9月29日付の新聞によりますと、セメント国内販売は36か月連続してマイナスであると報じられています。

この要因は、建設現場の人手不足、資材価格高騰による入札不調、工事着工の遅れが足を引っ張っているとのこととあります。つまり、鉱山各社は現状、非常に厳しい経営となっています。今年の秋、千葉県のある大学で行った就職合同説明会に鉱山関係の会社も参加したそうですが、結果は悲惨なものであったと聞いております。関心を示す若者がいなかったみたいであります。

企業として、少しでも魅力を上げ、若者への待遇改善を促進し、若者を呼び込み、秩父の経済を維持するためにも、このような多額の寄附を毎年毎年受けるのは見直して、企業負担を少なくすることが未来の秩父地域の活性化のためであると考えます。

企業は、共同採掘、植物の保護育成、植樹等の再生活動と手を抜かず続けており、山の未来は、しっかりしたものとなりました。現在の場所での資料館の役割は終わりにしたほうがよいと思います。道筋が立ちました。50年近くが経過し、建物更新や大規模改修のときが、すぐにやってくると考えられます。

そこで、横瀬町歴史民俗資料館や秩父市歴史文化伝承館で、この役割や遺志を受け継いだパネル展示等にしたほうがいいのかと考えますが、いかがでしょうか。

現在、横瀬町歴史民俗資料館では、武甲山をめぐる自然と生活展というのをやっております。武甲山資料館の展示と併せ、さらに充実した内容になると思いますが、いかがでしょうか。いつまでも企業の負担のみでやっているというのを見直すいい機会であると思います。この辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

武甲山資料館運営費の大半は現在も武甲山関連企業からの寄附金が基になっております。現在は、人材不足、人件費の高騰や物価高騰等もありまして、各企業も経営が厳しいことは承知しております。

ただし、当該施設につきましては、秩父市が主体となる施設であることから、当町だけでの回答は難しい状況でございます。

このことから、当議会において、パネル展示等の実施などに切り替えるといった質問があったということの旨を秩父市担当部署に伝えまして、情報共有させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。

確かにそのとおりで、保存会ですか、そういう組織があって、そこの中での運営ということもありますが、その保存会に横瀬町の役員として入っているわけですし、秩父の将来を考えるとしたら、赤字を物すごい出しているわけです。入場者収入と維持費を考えた場合、物すごいマイナスが出ているわけですので、これの改善を考えていかなければならない。現状の場所でやっていく限り、考えていかなければならない。そういった意味で、思い切って、あそこをやめて、その遺志を引き継いだものに切り替えるというのが1つの案です。

それから、そこで続けるのであれば、入場料収入、お金をつくる算段を検討していただいて、なるべく自己運営ができるまでに持っていく努力が必要ではないかと思います。

それから、極論ですが、土、日だけの開館にしてしまうとか、あるいは休館にしてしまうとか、3択ぐらいは、すぐ思いつくことと思います。

いずれにしても、今、企業さんは大変な時期に来ているわけですので、これは毎年毎年、こんなにいただいて構わないのかなという疑問がある。このお金を少しでも企業さんの経営に持って行っていただければ、若い方、もう少し改善されるのではないかという思いがあって、この質問をさせていただきました。経営自体が秩父市ということもあり、横瀬町ではどうにもできないのですが、ちょっと何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、武甲山資料館は、議員もおっしゃっていただいたとおり、現時点での存在価値は、かなりあると思っています。この施設は、言ってみれば博物館施設なわけですし、博物館施設の存在意義というのは、見せることはもちろんそうなのですが、それだけではなくて、資料を収集保存するという、そのものもそうだし、あと大切なのは教育普及ですね、教育普及の拠点になっているというところがありまして、実際年間5,000人を超える人が来ています。

その中で、とりわけ大事ななと思いますのが、子供たちというところですし、小中学生の入館者数を内訳で見ると、令和5年が445人、小中学生、令和6年が323人来ています。こういう人たちが来ているというのは、やはり大事なことかなというふうにも思います。

そういう中で、さて企業さんの負担というところを今日議員からご指摘いただきましたので、実は今まで、これが負担ですということは直接聞いたことはございませんでした。もしかすると、それは気を遣っ

てもらっているのかというところはあるかもしれませんが。今日、議員から改めて、そのお話を伺いましたので、これは企業さんにも、議会でこういう話が出ているというところは、私のほうからも話はしてみたいなというふうに思いました。

一方、企業さんにとって考えると、これは社会貢献活動の一つでもあります。いわゆるCSR活動、これはお金にならない価値もあって、企業さんにとって、これが金額的に重いのは承知ですし、採算性が低いのもよく分かっているつもりですし、その中で重たいだろうなとは思いますが、企業さんの中で、それは本当のところ、どうなのだというのは、また確認をしてみたいなというふうに思います。

今の資料館、私も今回、新井議員にご質問いただくので、すごい久しぶりに今週、平日の昼休みに行ってきました。平日の昼休みに行ったら、平日でしたけれども、観光客が入っていました。見て感じたのは、やや作品が若干古いです。最近の情報があまりリニューアルされていないなということは感じました。

なので、今のままでいいということもなくて、入館料、今、大人が210円、子供100円、団体の子供だと50円になるのですが、それがいいのかどうかということも必要ですし、経営としての合理化は、考え方としては必要ですので、そこはしっかり議論していきたい。問題点を洗い出して議論していきたいというふうに思っています。

ポイントですけれども、この後の対応スケジュール感からいきますと、建物は秩父市の建物になっています。秩父市が進めているファシリティマネジメント計画の中で、建物を位置づけているようで、いわゆる個別施設計画というのをつくっています。その計画は、今後ということで行くと、2045年までというのが1つの期間に入っているようです。

今のところ、建物の健全度は保たれていると。点数でいうと100点分の72点という点数が今時点ではついているらしいです。建物の今の状態は、総体的には悪くないということです。だから、この先、建物が駄目になるタイミングや、あるいは大規模修繕が必要になるタイミングでは、必ず次のことを考えなければいけないということかと思っています。いずれにしても、今のままで十分ということではありませんので、企業の皆さんからの情報収集、それとまた保存会での、もっと経営を、しっかりブラッシュアップしていくというのですか、そういうところは、議論していくというところは進めていきたいというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で7番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

---

○向井芳文議長 次に、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

今回は3項目の質問になります。大項目1、自治体連携について。要旨明細(1)、ここまでの成果について。(2)、今後について。

福島県磐梯町、島根県海士町との三町未来共創協定が、2024年1月に磐梯町と海士町と各自治体の強みを最大限に生かした相互連携により未来をつくる新たな自治体運営に挑戦するために「三町未来共創協定」が締結されました。

そのときの議会への説明では、今回の協定により、各自治体の強みを生かし、事業の広域展開や人材交流を進め、1つの自治体だけではできなかった新たな自治体運営に挑戦していきますとのことでした。

続いて、埼玉県山とまちをつなぐサポートセンターの仲介により、令和6年3月に埼玉県伊奈町と「未来につなぐ森づくり連携協定」を締結されました。この協定は、伊奈町と横瀬町が共同し、横瀬町の森林整備を行うことにより、二酸化炭素の吸収量の増加を図り、地球温暖化対策に取り組むとともに、今後、森林や地域資源を活用した地域間交流の活性化を図ることを目的としていますとの説明でした。

2024年5月には、横瀬町と鳥取県北栄町との締結が結ばれております。人口減少社会における持続可能なまちづくりと豊かな住民生活の充実を図るため、官民の人材交流に関する協定が締結されました。

以上のことを踏まえまして、ここまでの成果について、今後についてをお伺いいたします。

続きまして、第2項目、道の駅について。要旨明細(1)、駐車場の現状について。(2)、今後について。

年間を通してにぎわっている道の駅果樹公園あしがくぼですが、駐車場の現状についてお伺いいたします。駐車場の渋滞とトイレの行列がリンクしている部分もあると思いますが、改善策、今後についてお伺いいたします。

大項目3、獣害対策について。要旨明細(1)、今シーズンの獣害について。(2)、猟友会についてお伺いします。

最近は、獣害といえば熊被害を想像することが多いですが、猿、鹿、鳥などを含め、獣害の状況についてお伺いいたします。

また、猟友会についてですが、人数、年齢構成、資格構成、1回当たりの出動時の費用についてお伺いいたします。

以上を壇上での質問といたします。よろしくお願いたします。

○向井芳文議長 質問1、自治体連携についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1のうち、埼玉県伊奈町以外の連携について答弁させていただきます。

議員お話しのとおり、横瀬町が現在進めている自治体連携は、まず令和4年9月に福島県磐梯町との「広域・共創ネットワーク構想に関する協定」を皮切りに、令和6年1月には磐梯町に島根県海士町を加えた「三町未来共創協定」を、同年5月には鳥取県北栄町と「官民の人材交流に関する協定」をそれぞれ締結し、小規模自治体同士のネットワークづくりを進めてまいりました。

これらの連携を進める理由は、全国の小規模自治体が、人口減少をはじめ、限られた職員数や財政規模など、共通する課題を抱えている一方で、それぞれの自治体が特色や得意分野を生かしながら、先行的な取組を行っており、本町のまちづくりの参考となる優れた事例が多いこととなります。

各協定では、取り組むべき連携項目を定めておりますが、まず職員が相手自治体の現場や職員と直接触れ、互いの状況を知ることが重要であることから、「旅する公務員」として、おおむね1週間、相手自治体に滞在し、行政課題や先進事例等の調査、テレワークの実証などを実施してきております。

これまでの派遣実績は、磐梯町へは3回、延べ15名、海士町へは2回、延べ8名、北栄町へは2回、延べ8名、合計7回、31名を派遣しております。

派遣した職員からは、横瀬町の「あたりまえ」とは違う「あたりまえ」を体感した。メールやオンライン会議よりも意思疎通が図られ、コミュニケーションを深めることができた。横瀬町のよさを再発見することができた。横瀬町も負けていないと思った。これならうちの町でもできそう。帰ったらやってみようという気持ちになったなど、多くの刺激や学びがあったと報告を受けております。

また、派遣をきっかけとして、横瀬町内でも、他の自治体の事例を参考とした新たな提案や、既に実施に移している取組も生まれてきており、着実に成果が見えてきているところでございます。

さらに、今年度から旅する公務員は横瀬町側だけでなく、相手自治体もノウハウの共有や職員の交流をしていく意思があることなど、一定の要件を満たせば連携協定を締結していない自治体への派遣も可能とし、対象を広げております。

こうした方針の下、本年10月には子育て支援で全国的に注目をされている岡山県奈義町へ4名の職員を派遣いたしました。奈義町は合計特殊出生率2.95、これは令和元年度のデータでございますが、という全国でも突出した成果を挙げている自治体であり、派遣職員からは、横瀬町でも活用可能な施策があり、非常に参考になったとの報告を受けております。

また、これまで「旅する公務員」は職員が対象でしたが、本年11月は地域おこし協力隊などを対象とした「旅する関係人口」として鳥取県北栄町へ協力隊4名、町側で2名の計6名を派遣いたしました。北栄町の協力隊や地域活性化企業人、地域住民の方々との交流は大変有意義であり、新たな視点を獲得の機会となったと聞いております。

今後といたしましては、まずこれまでの取組をしっかりと検証・分析していきたいと考えております。その上で、見えてきた課題や成果を踏まえて、人材交流の質をさらに高めるとともに、分野別の専門交流や共同事業の検討にもつなげてまいりたいと考えております。

引き続き、小規模自治体が連携することで生まれる力を最大限に生かし、本町の行政運営に着実に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、私から質問事項1における埼玉県伊奈町との協定に係る事項について答弁をさせていただきます。

初めに、要旨明細(1)でございます。横瀬町は、森林整備を実施することで、持続可能な森林循環と地球温暖化対策の推進を図るとともに、森林・地域資源を活用した地域間交流の活性化を図るため、伊奈町と「未来につなぐ森づくり連携協定」を令和6年3月25日に締結いたしました。

この協定に基づく実績としましては、令和6年4月から7月にかけて横瀬町のオープンガーデンよこぜ

と花の郷うねの両団体が、バラを通じた伊奈町との交流、また木製プランターの贈呈等による交流を実施しております。令和6年8月には、横瀬町・伊奈町少年野球交流試合を行うことで、両町の小学生、その保護者を中心とした交流を図るとともに、試合後は「森林環境についての座学」、「丸太切り体験」、「チェーンソーの実演見学」などを実施いたしました。

また、令和7年1月から3月にかけて、伊奈町の森林環境譲与税を財源とした森林整備事業等負担金を基に、大字芦ヶ久保南沢地内の町有林において1.8ヘクタールの間伐を実施しております。これによりまして、伊奈町側は、埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量の認定を受けております。

続いて、要旨明細(2)について答弁をさせていただきます。伊奈町との連携協定に基づく今後の事業でございますが、今年度は令和8年1月に大字芦ヶ久保南沢市内の町有林において間伐を実施する予定でございます。

また、令和8年2月には、森林環境学習ツアーを予定しております。内容については、現在、伊奈町側と調整中でございますが、活性化センター周辺を中心に、木材ワークショップなどの交流事業を実施しようと考えております。

また、令和9年度竣工予定である、伊奈町庁舎の材として横瀬町産の木材(杉・ヒノキ)を令和8年度に搬出することで調整を進めております。これについては、伊奈町側の庁舎建設工事の中で調整をしておりますので、町としては、連携協定等に基づき協力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁それぞれありがとうございました。

最初に、それでは3町の関係です。今回新たに奈義町が加わって、合計特殊出生率の数字を聞いて、改めてインパクト、すごいなと思いました。まず、数字上でインパクトがあるところであると、我々も聞いて、すぐ、あ、それはすごいと感じるのですけれども、3町それぞれの、海士町、磐梯町、あと北栄町、それぞれいいところはあるのですけれども、何となくぼんやりしている感じが、私の中だけかもしれないのですけれども、ぼんやりとしている部分があって、その成果を今改めて報告書の報告を言っていただいたことによって少し理解できたと感じています。

ただ、一方で、我々側で、私、よく聞かれるのが、この協定を結んでいて、俺ら住民は何か利益というか、プラスになる、何かが得られるのかいという素朴な疑問を投げかけられたときに、今後の政策に落とし込んで、よりいい町に発展していきますぐらいにしか回答ができない面もあったりするので、今後の取組の中で、例えば区長さんとか、民生委員さんが、現地に行って交流をすることによって、その地域の特性とか、よさが改めて発見できるような、大きく言うと、派遣なのではないのですけれども、小さく行くのだったらグループで、それぞれ相互の行き来ができたりすると、より住民理解度が進むのではないかと考えています。その辺も含めて、そういう取組が今後考えられるかどうか、まず1点。

それと、振興課長から今答弁いただきました、伊奈町との関係なのですけれども、新庁舎の木材を提供するという話が今出ていましたが、それは昨年の間伐で、今回の間伐とは、また別の木を伐採して出してきたものが提供されるのかどうかの確認を1点お願いいたします。

以上2点です。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきます。

ご質問の住民を巻き込んだ交流という部分で、区長さんであるとか、民生委員さんであるとかを派遣してという話でございます。こういった交流を進めていく場合、やはり観光であるとか、あるいは視察で終わってしまうということはあまりよくないので、しっかりと学びや成果が上がるような内容というものが大切かなというふうに思っております。

ですので、そのためには、まず今、職員を派遣しておりますので、こういった職員派遣の中から得られた知見というか、そういったものを一旦整理をして、その上で住民の皆さんとの交流、相手との交流みたいなところの部分を検討してみたいというふうに思っておりますので、どんな形がいいのかというようなこと、それには受入れ態勢であったり、あるいは費用の面も出てくると思いますので、そういったことを相手方の自治体との相談をしつつ、慎重に可能性を探っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

伊奈町側で計画しております、新庁舎に使われる木材でございますが、先ほどご質問いただきました、昨年度、間伐した木材は使用しません。今後木材を選定して、それを活用するのものとございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは最初に、3町の関係ですけれども、それぞれ検討して、双方が身になるようなもので行いたいという趣旨はよく分かりますけれども、そこに至るまでに町の住民に対しても、この3町で得たものの政策の成果というのを、説明会という仰々しいですけれども、何となく柔らかい雰囲気、我々こういうところで、こんな学びがありましたというものが、成果発表されるものが、例えばそれが回覧板なのか、希望者に対してなのか、ホームページなのか、分かりませんが、何らかの形で成果発表をすることによって、今後行かれる職員の方々も、もっとその目線が、よりこれはちゃんと伝えなくてはいけないというものを、例えば写真を撮って帰ってくるが増えるだとか、そういうことがあると思うので、その辺もしっかりと取組をしていただきたいのが1点。

あと、この3町からプラスして伊奈町が入って、今回は奈義町の話も出ました。これは町長にお伺いしますけれども、今後協定する相手先というのは、まだまだ増えていくのか。それとも、これからより厳選していくのか。方向性が、どこに向かって進んでいくのか、その辺をお伺いしたいのが、まず1点。

それと、防災協定、2日前に青森のほうで震度6強という地震があったり、またちょっと防災の観点も

今また騒がれつつありますので、防災協定とかも踏まえて、今後どこか相手先があればということがあれば、そこを教えていただきたいです。

それと、振興課長のほうの伊奈町の関係なのですけれども、初年度は野球教室だとか、そんなこともやっていた気がするのですけれども、伊奈町の小学生と一緒に、バラを生かした何かができたらいいなと個人的には思ったりもするのですけれども、そういう取組が、住民の行き来というか、交流ができることを、また何か企画していただけたらいいなと思っていますので、これは要望ですので、回答は結構です。取りあえず町長に対しての質問をお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから自治体連携の今後ということと、防災協定についてという、2つについてお答えしたいと思います。

まず、自治体連携の今後なのですけれども、今年は活発に連携をさせていただきました。自治体連携元年的な広がりを見せて、今年すごく広がって、持ち帰るものもたくさんあったと思います。これはもちろん整理をして政策に生かしたりとか、できれば確かに町民の皆さんに伝えていくというのは、何か工夫してやっていきたいと思っていますということと、あとやはり今年の一つのシリーズが終わったところで、必ず検証が必要だと思っています。これは費用対効果、それからもっと広げるのか、もっと狭めるのかみたいところを、もちろん財政的な制約がある中ですので、考えていきたいというふうに思っています。

大事にしたいのは、協定することが目的ではないということです。これは一番最初に磐梯町と協定を結んだときに、磐梯町の町長さんと確認をしたことなのですけれども、よく姉妹都市とか、姉妹何とかなると、だんだん義務的なものが増えていきがちです。儀礼的なことだったり、形式が増えていくというのは意図していない。軽やかに必要なところだけ連携しましょうということを最初言った記憶があります。そこは大事にしたいところです。

ですので、3町連携協定を結んでいるからといって、必ずそこで住民交流を行わなければいけないとも思っていないで、必要があればするし、お互い意味があればというところは外してはいけないところだと思います。

そういう中で、今年は奈義町が新たに派遣先になりました。ここは、これからも広げていきたい部分だと思います。つまり、行く目的があって、学べるものがあつたら、機動的に行って学んでくるというような形は、この後も続けていきたいです。

例えば今の連携先は言われたとおりですけれども、近場でいくと、長野県に小布施町という町があります。小布施町は、横瀬町は割と交流の歴史があって、オープンガーデンで、こここのところは少し交流できていないですが、かつては交流していた実績があって、なじみのある方もいらっしゃる。町長さんが新しくなられて、先日、私、見に行ったのですけれども、やはり中心地づくりにおいては非常に先進的で、学ぶものがたくさんあると思ったので、ここはまた勉強させていただきたいということだったり、それから先日、秩父夜祭がありました。このときに滋賀県の日野町の町長さんが3年連続で来ていただきました。

日野町というのは、近江商人の発祥の地として、秩父の矢尾さんが出たところで、矢尾さんが秩父に来

たのは二百七十数年前なのですが、江戸時代から人の交流があって、秩父にも結構縁者が実は多いということが分かって、これはかつ日野町には日野祭という、これも江戸時代から続いて、もっと昔かな。古いお祭りがあって、これも学べるし、交流していいかなと思ったり、テーマ、テーマで様々な自治体と、やはり交流していきたいなというところを強く思っております。

あと、防災協定に関しては、実はお声がけをいただいたことは何回かあるのですが、なかなか間尺が合わないところがあります。特に災害の頻度でいうと、秩父地域は災害に強いと言っており、このところ大きな災害もあまり受けていないというところもあって、なかなか連携してというのが、間尺に合わないみたいなのところもありまして、あるとすると、今、秩父市の清野市長が荒川流域圏構想というのを掲げていて、荒川の流域の結びつきを強くしようというところは1つ意味あるベクトルかなと思っています。

実際、東京の荒川の下流の自治体さんですね、荒川区だったり、足立区だったりとは、少しずつ交流ができてきていますので、その辺で防災協定だけなのか、防災協定プラスアルファで森を守るなのか、水を守るのか、多分いろいろな考え方があると思うのですが、結びつきを強めていくというのは、かなり意義深いのではないかなと思っています。

取りあえずは、私のほうからは以上です。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、道の駅についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

初めに、要旨明細(1)でございます。道の駅果樹公園あしがくぼでございますが、ご存じのとおり建物など、地域振興拠点施設につきましては町が、駐車場やトイレ部分につきましては道路管理者である埼玉県が整備・管理をしており、地方一体型といった整備形式を取っております。

建物に隣接する第一駐車場につきましては、面積が4,500平方メートルで、普通車80台、バス・トラックなどの大型車5台、車椅子などを使用される方が利用する障がい者等用駐車区画が3台ございまして、合計88台の駐車スペースがございます。

平日につきましては、第一駐車場が混み過ぎて駐車できないといった状況はほぼなく、特に問題となったことはありませんが、ゴールデンウィークなどの大型連休や休日、祝日などで連休が続いたときには、第一駐車場では駐車スペースが足りず、施設西側の第二駐車場を利用いただいております。

この第二駐車場につきましては、民有地であることから、契約により土地を借り受けております。第二駐車場の面積は4,158平方メートルで、普通車で120台の台数を駐車することができます。以前、第二駐車場の場所が分かりづらいですとか、駐車場利用者への周知不足などの指摘を受けておりましたので、町は県に要望を行いまして、県が第一駐車場の複数箇所に第二駐車場へ案内する看板を設置しております。

これによりまして、第一駐車場で駐車する場所を探しているお客様には、第二駐車場の場所がより分かりやすくなったものと思われ、駐車する車の分散が、以前に比べてより適正にできているものと思われまます。

続いて、要旨明細(2)について答弁をさせていただきます。今後の道の駅果樹公園あしがくぼの駐車

場及びトイレの対応でございます。

道の駅果樹公園あしがくぼの駐車場につきましては、混雑時の対応として、ゴールデンウィークの大型連休時と8月のお盆の時期について、民間会社から交通誘導整理員の派遣を依頼し、より効率よく第一駐車場から第二駐車場への分散を行い、対応している状況でございます。

また、先ほど説明させていただきましたが、看板等により第二駐車場への周知もできており、完全とは言えませんが、駐車する車の分散もできているのではないかと考えられます。

現時点では、第一駐車場と第二駐車場の合計200台程度の車の駐車に対応しておりますが、それ以上となりますと、周辺用地の確保も難しく、対応は難しい状況でございます。あまりに混雑して周辺に影響するような場合には、旧芦ヶ久保小学校の利用も検討したいと思っております。

また、大型連休時や8月のお盆のときについては、第一駐車場だけでなく、第二駐車場もかなり混雑する状況になることもあり、同時にトイレも行列ができることがございます。駐車場にあるトイレの基数については、男性用が小便器7基、和式便器2基、洋式便器2基が、女性用につきましては、和式便器1基、洋式便器6基が設置されております。また、そのほかバリアフリートイレが2基設置されております。この駐車場に設置されているトイレにつきましては、埼玉県が管理しているものですので、混雑時の状況等を説明しまして、県に継続して基数の増設を要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

第一駐車場に関しては、ほぼほぼやりようがないというか、これ以上増やすこともできなければ、あるのは、危険運転をするような方々の集会場所にならないように工夫するということがうららかなとは思っているのですが、一方で、第二駐車場は民有地でもありますけれども、まだまだ整備のやり方によっては、例えば大型の車を向こうに回すこともできるかなとは思っています。

あそこの入り口は、国道から町道に入って、橋の手前を右に入ると、第二駐車場の入り口ですけれども、あそこの一部に、以前の一般質問で、第4分団の詰所が今後移転するとか、建て直すとか、そのタイミングであれば、間口をもっと広く取れるというようなお話も過去には聞いていますので、その辺を踏まえて、あそこに例えば大型バスが何台か回せれば、第一駐車場のほうに、以前、新井鼓次郎議員もよくおっしゃっていましたが、バイクとかを置く、屋根がかかったスペースが確保できるのではないかなと思っておりますので、ここは第4分団の詰所のこととかは、総務課長にしか分からないとは思っていますけれども、あれも外から見ると、かなりの年数がたってきているのかなとは思っていますが、詰所が先なのか、駐車場が先なのか、鶏か卵かのような話になっているのですが、第二駐車場を、民有地ですから、相手先の方がもっと整備していいよというようなことをお答えいただけるのであれば、あそこは、しっかり整備して、もっと効率的に使えるようにするのがいいのかなと思っています。

また、先ほど課長の答弁では、ゴールデンウィークとか、夏休みとかって言っていましたけれども、私が一番懸念しているのは、その時期よりも真冬の氷の時期に、結構な台数が最初通り過ぎてしまって、戻ってくる、特に秩父からの観光の方も多くて、秩父側には第二駐車場の看板の標識が多分ほとんどなか

った気がするので、その辺も踏まえて、もっと案内がしっかりできればいいかなというところがあります。

第二駐車場のところは、町道であれば、町道を広げる拡幅工事というのは、これは建設課長とかが得意な分野でしょうけれども、ある程度用地交渉すればできるのかなと思うので、第二駐車場に関して本腰を入れた議論を始めていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。今3名の課長さんの名前を出しましたが、それぞれ答弁をお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

以前、第二駐車場のほうに大型車等を移動させるという案もあったということは承知しております。その際にも道路の拡幅、また詰所の移転等が必要だということで、なかなか難しいということで、今話がちょうど止まっております。

私のほうでは、その辺は詳しく説明できないのですが、私としましては、トイレ等が混んだ場合には、芦ヶ久保駅の前の観光トイレもあります。また、活性化センターのところのトイレもありますので、そういったところを氷柱の時期とかに周知しまして、分散を図ればなと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいま消防団の第4分団の詰所ということで質問をいただきました。

消防団につきましては、現在人員の確保が急務でありまして、今後いろいろな手を使って消防団の活動を存続させていきたいと考えております。

詰所につきましては、おっしゃるとおり第4分団の詰所が一番古くなっておりますので、次もし建て替えとなれば、第4分団の詰所を考えていくこととなると思いますが、今後消防団、5分団でやっているのですが、分団の統合であったり、そういったことも含めて、今後検討が必要になってくると思いますので、それに合わせた形で第4分団の詰所についても検討していきたいと思っておりますので、現在では、第4分団の詰所移設とか、そういった考えは、まだ具体的には出ておりません。

以上です。

○向井芳文議長 建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 町道に関する答弁として建設課で答弁させていただきますが、以前にもこの町道、確かに駐車場の分散ということで、拡幅等に関して、町でも議論いたしました。

先ほど議員おっしゃるとおり、入り口に関して詰所の関係部も大きく影響するところでございます。それに伴って国道との接続もありますので、当然この辺をクリアしていかなければいけませんので、各課で課題解決に向けたときに、併せて県と協議をしっかりと進めていければと思っております。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 突然のご指名で申し訳ありませんでした。それぞれご回答ありがとうございます。

今後、数年間かけて、例えば今、総務課長がおっしゃったように、分団の統合とかも、可能性があるということでしたので、それとは別に、ちゃんとあそこの詰所の問題が、次建て直すなら、そこだよということも今お聞きしたので、今後第二駐車場についての議論というのは継続的に進めていただきたい。そして、通常の第一駐車場のほうには屋根つきの、バイクとか止められる場所を、駐輪スペースをしっかりと確保していただければ、より第一駐車場の中に、ここに止めるなよという場所の車とか、バイクがなくなると思うので、より安全に使いやすくなるのではないかなと思っていますので、その辺の議論は継続的に進めていただきたいです。

民間が相手になりますので、なかなかこちらだけの理屈ではできないということも重々承知していますが、そのときが来ましたら、それはぜひ町長から、相手としっかり交渉していただいて、第二駐車場の整備が、よりよいものにできるようにお願い、要望いたしまして、この項を閉じさせていただきます。

○向井芳文議長 答弁はよろしいですか。

○5番 黒澤克久議員 はい。

○向井芳文議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、獣害対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、質問事項3について答弁をさせていただきます。

初めに、要旨明細(1)でございます。有害鳥獣による農作物への被害状況については、年度末に被害面積、金額等を調査しておりますので、ここでは今シーズンにおける有害鳥獣の捕獲頭数を中心に説明をさせていただきます。

町内において鳥獣による目立った被害といえば、ハクビシンなどによる中小型獣類による被害が最も多いところでございますが、次いでニホンジカやイノシシによる被害も多く、今シーズンでは棚田でもニホンジカ、イノシシの被害を受けております。

住民の方から農作物への被害報告がありますと、町内の猟友会「武甲猟友会」に連絡を取りまして、わな等の設置により速やかに被害の原因となっている鳥獣の捕獲を実施しております。また、同時に防護柵等の設置がない場合は柵設置の案内をするなど、被害に遭わないための防護について案内を行っております。

ここで、今シーズン、令和7年11月末時点の鳥獣害の捕獲状況でございます。ニホンジカについては147頭を捕獲しております。令和6年度は153頭で、ここ数年では最も多い捕獲数となっておりますので、今シーズンは、それを上回る捕獲ができております。

また、イノシシについては27頭捕獲しており、昨年度の32頭に対して、これも昨年度の頭数を上回るペースで捕獲しております。

そのほか、中小型獣類であるハクビシンは10頭、タヌキ14頭、アナグマ11頭の有害鳥獣を捕獲している状況でございます。

猟友会のご協力の下、例年同様、適正な有害鳥獣の捕獲ができておりますが、ニホンザルによる被害の報告については、一部の地域で被害があるものの、ここ数年では比較的少ないと感じております。

実際の被害については、今後全体調査をする中で分かってきますが、電気柵やICT技術の活用による群れの捕獲、また追い払い活動などの結果により、群れの一部が離れたなどの理由があるかと思われます。

また、今シーズンは6月以降、ツキノワグマの目撃情報が相当多くなっております。直接的な農作物の被害は報告されておりませんが、人への被害が心配な状況でございます。熊につきましては、全国的な出没状況となっております。当町だけの問題ではありませんが、自然環境や人の生活圏への変化などが原因として挙げられております。特に気候の変化やナラ枯れにより、熊の餌であるドングリなどが不足していることも、人里に熊が出没する原因と言われております。

今年度11月末までの状況では、熊の目撃情報13件、痕跡情報7件となっており、昨年度の目撃情報3件と比較しても相当多い件数となっております。町としては、熊の目撃情報があった場合は、目撃後、町に連絡があるまでの経過した時間にもよりますが、主として防災無線、安心・安全メールでの注意喚起、痕跡情報の場合は主として安心・安全メールでの注意喚起を行っております。また、教育委員会と連携しまして、学校への注意喚起をしております。

さらに、ホームページの活用や、ハイキング道等の場合は、観光協会から情報提供を行ったり、人家に近いなどの危険度・緊急性があるときは、その地域の区長に連絡を取りまして、回覧などで注意喚起をしていただく対応を取っております。

続いて、要旨明細(2)について答弁をさせていただきます。町で活動している猟友会「武甲猟友会」の組織でございますが、令和7年11月末時点の会員数は27名となっております。特に令和5年度には5名の会員が、令和6年度には1名の会員、令和7年度は現時点で3名の会員が加わりまして、これまで以上に充実した体制で町の有害鳥獣被害防止対策にもご協力をいただいている状況でございます。

武甲猟友会員ですが、年齢別に見ますと、20代が1名、30代が5名、40代が3名、50代が4名、60代が6名、70代が6名、80代が2名となっております。60代以下が13名、60代以上が14名といった状況でございます。

また、装薬銃、いわゆる散弾銃等鉄砲でございますが、その銃の使用の免許を有する会員は27名中15名で、60代以下の免許所持者が6名、60代以上の免許所持者が9名となっております。そのほか、空気銃のみを使用できる免許所持者が2名、わなによる狩猟の免許所持者が22名といった状況になります。

会員の住所地ですが、横瀬町内に住所を有する会員は23名で、秩父郡市内に住所を有する会員が2名、埼玉県内に住所を有する会員が同じく2名となっております。

有害鳥獣を捕獲した場合、捕獲に係る対価については、町の予算による猟友会への委託料のほか、横瀬町鳥獣害対策協議会での国の補助金を活用した緊急捕獲等の支払いもございます。個人への支払いについては、例えば捕獲頭数の多いニホンジカ、イノシシについていえば、1頭7,000円の支払いがございます。また、猟友会員の出動手当としては、半日2,500円、1日の場合は5,000円の金額を個人へ支払っております。

そのほか、別の町事業予算でございますが、野生生物固体分析調査事業によりまして、イノシシ、ニホンジカについては、予算の範囲において、それぞれ1頭につき3,300円の金額を町から猟友会に支払って

おります。

鳥獣害駆除に係る対策を実施する場合、狩猟免許を有する方しか駆除を行うことができないため、今後も武甲猟友会の皆様と連携を密にしながら、適正な対応を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

最初の各動物の捕獲状況を聞いて、鹿の頭数に改めてびっくりしたのですけれども、これだけ鹿が増えると、それはやはり熊の餌がなくなりますよね。新芽を食べられてしまって、木が成長しないとか、鹿もイノシシも割と民家の近くまで見かけるといことは、山自体の餌がなくなっているのかなという感想を持ちました。

ただ、一方で、猟友会さんのメンバー構成を聞いて、思ったよりも高齢化ではないのだなという感想を持ちました。ただ、やはり諸先輩方が一番要請をしたときに出勤しやすいのは変わらないはずなので、軸になっているのは60代、70代の方なのかなと思うのですけれども、この60代から80代までの方のうち、免許を持っている、猟銃が9名ということなのですけれども、今後この辺の方々が辞めてしまった場合に、猟銃をしっかりと使える方が、人数をもう少し確保していかななくてはいけないかなと思いますので、この辺非常に難しいのですよね。

ガバメントハンターって言葉が今独り歩きしていますけれども、公務員の中から誰か資格を取って、万が一のときには、よその東北とかは出て作業していますけれども、それを全てやりなさいって、私は無責任には言えないのですが、ただ猟友会の人数が減ってきてしまうと、動物天国になってしまうので、その辺を踏まえて、このガバメントハンター、公務員ながらやってみたいという興味を示している方がいるのだったら、その方が資格を取る手助けを行政的にも、振興課だけではなく、よその課でも協力したいという方は免許が取りやすい環境づくりというのを、まず考えてほしい。その対応については、まず1点。

そして、この猟友会に対して、それぞれシカとか7,000円で、1日フルで行動してもらえば5,000円ということなのですけれども、これはシカとかであれば、まだびびらず行けますけれども、熊となったときに7,000円あげるから、もらえるから行けよと言われて行けるのかという、そういう感想を僕は今持っています。なので、この猟友会に対しては、通常の補助金が出ているのは分かっているのですけれども、これだけ熊など、獣害が増えている段階ですから、少し補助金とか、費用に対して増額の検討というのが必要ではないかなと思うところが1点。

最後に、実際に箱わなで捕獲するのが、多分一番基本にはなると思うのですけれども、箱わなというのは、別に資格がなくてもやれるものなのですか。くくりわなとか、猟銃とかというのは、何となく分かるのですけれども、箱わなって、この辺に住んでいる人は、あまり聞いたことがないとか、見たことがなくて、その辺が気になっているのが1点です。

以上、再質問としてご答弁をお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどガバメントハンターの育成等についての質問をいただきました。ガバメントハンターにつきましては、今、国のほうも進めておまして、補助等もある状況でございますけれども、2つのパターンがあると思うのです。外から人を連れてきて公務員にしてガバメントハンターにする。また、中から育成するということがあると思います。横瀬町を考えた場合に、やはり中から職員を募ったほうが一番現実的かなと思っております。

ただ、ガバメントハンターにつきましては、狩猟につきましては、人によって得意、不得意もありますので、そういった面から、なかなかこの人というわけにはいけませんので、そういった方がいた場合には町のほうの免許を取る補助もありますので、そういったものを充実させて育成していきたいなと思っております。

次に、狩猟の場合の日当でございますけれども、熊につきましては、県のほうも管理頭数の管理ができておりませんで、今その検討をしているところでございまして、もともと狩猟を控える状況でございますので、初めから金額を設定するのは、なかなか難しい状況でございます。

また、猟友会に払っている委託料につきましては、猟友会のほうの裁量に任せておりますので、そういった中で、こちらのほうも、ちょっとこういう話があったということで、話していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、箱わなにつきましては、やはり狩猟につきましては、全て免許が要りますので、そういったことで、ご理解ください。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 答弁ありがとうございました。

最後、ちょっと1点聞き漏らしてしまったものが1つと、この猟友会について、町長はどういうふうに猟友会に対して見解をお持ちであるか、最後お伺いします。

1点漏れているのは、先ほど教育委員会とも連携して、熊などが出たときに、やり取りをしているということでしたけれども、実際、現状、自転車とか、徒歩で通学している生徒さんの地域で出た場合は、みんなご家族が車で送迎しているのですか。それとも今後、あまりにも頻発した場合には、何かしらスクールバスのようなものを考えなくてはいけないのか。例えばA I デマンドタクシーとか、朝の時間はたしか使えなかったはずですが、何かしらの対策を考えないといけないのか。

それはなぜかという、やはり今朝SNSを見ていたら、昨日の深夜に吉田の辺りではドライレコーダーで熊が横切っている映像とかが、昨日の段階で、こんな寒くなっても冬眠していないのだと思って、結構それが上がっていたので、それはいろいろ最善の策は考えていかなくてはいけないと思っておりますので、学校のほうで、教育委員会として不安があるのであれば、今この場で教えていただけるほうが対処しやすいので、よろしくお願いたします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど振興課長から連絡、熊等の出没について教育委員会を通じて各学校に連絡をしております。これにつきまして、先ほどの答弁の中にもあったのですが、いわゆる目撃から連絡が入ってくるまでの時間の経過等の判断もございますので、一応その辺は教育委員会の中で話し合った上で、流す情報、流さない情報というのは、ある程度存在します。

現実的に今、マニュアルを作成する方向で動いております。ですので、例えば下校時刻の近くに目撃があったというような場合には児童生徒を留め置くとか、それも含めて今検討している最中ですので、出来上がりましたら、またご報告いたします。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、猟友会についてということで、私のほうからお答えしたいと思います。

武甲猟友会に関しては、比較的若年層が確保できていると思います。20代1名、30代5名、40代が3名、50代4名というところがあって、ここは少しよい状況になっている部分はあるのかと思います。

ポイントになったのは、やはり地域おこし協力隊ですね。地域おこし協力隊が卒業した獣害対策担当が1名、それから今現役の担当者が1名、それから今年から集落支援員が1名入っていて、よい世代のつなぎ役とか、あるいは自動的に動くという役割を担ってくれているというところは今効いているかなというふうに思っています。

ここから先は、そうはいつでも、やはりなかなか意識していかないと、猟友会で活躍してくれる人というのは、自然体では、なかなか自立するのも難しくなってくると思いますので、内部での育成、それから引き続き外部人材に来てもらうというところで、両面にわたって、しっかり町としては支援、サポートしていきたいというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午前 2時34分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○向井芳文議長 ただいま一般質問中でございます。

次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 2番、関貴志でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問ですが、小学校、中学校の教材についてになります。現在、国の政策として公立の小学校、中学校における授業料と教科書代については無償化されており、横瀬町においても同様のものとなっております。

さらに、横瀬町では、町からの支援として小学校、中学校の給食については無償化となっており、保護者の経済的負担軽減につながっておりますので、とてもすばらしい政策を行っていると思っております。

しかしながら、それでも小中学校の教材等については、まだまだ保護者の負担で、学校で必要なものや授業で必要なものを用意しなくてはならない状況でもございます。

保護者の負担するものとして、一部ではございますが、小学校では体操服、算数セット、書道の道具、書き初めの道具、裁縫セット、彫刻刀、ピアノカ、リコーダー、絵画の道具、そして中学校に進学すると、アルトリコーダー、柔道着、部活動の道具などの用意が必要になります。

さらに、修学旅行費、校外活動費も各家庭での負担となっておりますので、保護者の負担もかなり大きいものになっていると考えられます。

学校用に用意したものについては、年に何度も使うものもありますが、物によっては年に数回しか使わないものもあります。学校でしか使わないものの購入費や学校のイベント費用など、保護者の負担になっている費用を「隠れ教育費」と呼んでいるそうです。

文部科学省令和5年子供の学習費調査では、この隠れ教育費ですが、小学校で年間約8万円、中学校で年間約15万円が保護者の負担となっているそうでございます。

横瀬町の保護者については、小中学校の給食費が無償になっている分、この調査金額より低い負担金額かと思いますが、近年の物価高騰により、この隠れ教育費にも影響があると考えれば、保護者の負担金額も少なからず上がっているのではないのでしょうか。少しでも負担を減らしたい、減ってほしいと考えるご家庭は多いと思います。

そして、横瀬町の子供の数も年々減ってきている状況を考えれば、横瀬町として少子化対策のためにも学校教材費に関する支援が必要と感じております。

ここで質問になりますが、この隠れ教育費についてですが、今後横瀬町としては、支援していく予定はあるのかをお聞きしたいと思います。

以上が私からの質問になります。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○向井芳文議長 質問1、小学校、中学校の教材についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小侯敏孝教育次長登壇〕

○小侯敏孝教育次長 関議員の質問について答弁させていただきます。

小中学校における義務教育につきましては、憲法第26条第1項で、「すべて国民は、法律の定めるところ

ろにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定められており、国や自治体は積極的施策を講じ、教育の機会均等の確保に責任を負うものと解釈されております。

また、同条第2項で、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と定められております。国や自治体が教育を受けさせる権利の実現に責任を負うとともに、保護者に対して一定の教育を受けさせることが義務づけられていると解釈されております。

第2項後段、「義務教育は、これを無償とする」とありますが、この無償の範囲は、判例により「授業料」が、法律により「教科書」が無償とされております。

学校教育では、無償化された授業料や教科書以外にも様々な費用が発生します。その費用における公費と私費、いわゆる保護者負担分ですが、その負担区分について、1974年に都道府県教育長協会が「公費、私費の負担区分に関する調査結果報告書」を公表し、その中で考え方を示しております。公費負担とすべき経費としては、学校、学年、学級単位で共用または備付けとするものの経費と、その他指導、管理のために要する経費となっております。

一方、私費負担、いわゆる保護者負担ですが、児童、生徒個人の所有物にかかる経費、具体的には教科書以外の個人用図書、ノート類、各種文房具、補助教材、学習用具などと教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童、生徒個人に還元されるものにかかる経費、具体的には学習教材、校外施設学習の食費、遠足・修学旅行費などとされております。

横瀬町を含め、全国多くの自治体において、この報告書に沿った判断により、各保護者に対し費用の負担をお願いしているところであります。

なお、私費負担とされている給食費については、議員ご指摘のとおり、横瀬町においては、子育て支援対策の観点も含めまして、多子世帯に対する補助など、段階を経て、令和5年度から完全無償化を実施しております。

子供たちが小中学校に入学する際、各ご家庭で準備していただく用具類等につきましては、便宜的に申込み用紙等も配付しておりますが、必ずしも新規購入に限っておらず、ごきょうだい間の再利用や、お知り合いの方からの利活用も可としております。

また、子育て支援対策として、入学祝金の支給もございますので、体操服や制服等の購入にご活用いただいているところでございます。

さらには、世帯の状況に応じて、国や町の就学支援制度がございます。該当要件等はございますが、必要に応じて、これらの制度について、随時ご相談、活用していただければと思っております。

以上の考え、対応状況から、教育委員会といたしましては、現在のところ、新たな支援の予定はない状態でございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほど答弁の中にありましたが、横瀬町の学校給食無償化というところなのですが、現在、横瀬町の支

出で給食材料費として年間約3,200万円を使って給食費の無償化を行っているかと思いますが、こちらも無償化なのですが、来年2026年4月から国からの補助金で給食費無償化がスタートするというような予定になっているかと思いますが。補助率などは、まだまだ未定だと思うのですが、この制度がスタートすれば、現在、横瀬町で負担をしている給食材料費の分が賄えるのではないかというふうに考えられます。

それと、今後ですが、生徒数の推移予測では、令和13年度の小学校の入学予定数が22名と、恐らく今の半分くらいになって、1クラスになってくるのではないかという可能性も出てきているという予測があるかと思いますが。横瀬町についても、さらに少子化になっていく予測というところでもありますので、先ほどの給食費の補助金が国から入れば、その減った負担分を使って、少しでも保護者の負担軽減につながるような支援ができるのではないかと思います。

例えばなのですが、年に数回しか使わないような彫刻刀、裁縫セット、書道の道具、柔道着などは、町から支援して学校で保管しておいて、それを使うときに生徒に貸し出すなどの方法が取れば、購入をしなくても済むので、保護者の経済的負担軽減につながるのではないかというふうに思うのですが、先ほど説明しました、隠れ教育費になっているものの中に、学校で忘れ物をしたときに貸し出せるように既に何セットかはあるというふうに聞いております。

その忘れ物用にあります、何セットか必要な分というところを考えると、先ほどの授業のときに貸し出す方法であれば、生徒全員分を購入する必要はまずないので、必要な分だけ足して購入して学校に置いておくということであれば、町の負担も少なく用意ができるのではないのかなというふうに思います。

もちろん、衛生面を考えると、貸出しが難しいものもあると思いますが、使うときに生徒へ貸し出すなどの方法が取れば、保護者の負担も減るかと思います。

それと、今後、国の給食費無償化から補助金が入ることによって、少しは財源が確保できるのかと思うのですが、保護者の経済的負担軽減に向けて、学校の備品として必要な数を保管しておいて授業のときに貸し出すなどの、そういった支援は行えないかをお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 ただいまの閣議員の再質問について答弁させていただきます。

まず、給食費の関係です。国では、教育費のうち私費負担とされている給食費について、まずは小学校の給食費について、令和8年度から全国無償化を実施すべく補助金の検討が進められております。既に町費により給食費無償化を実施している横瀬町にとりましては、ぜひその実現が待たれるところではございます。

国庫補助金分を活用して、さらなる教育支援は考えられないかのご質問ですが、現状では少し難しい部分もあると考えております。給食費は、これは食材費の原資として使用しておりますが、先ほどご指摘のあった約3,200万円、現状ですと、現在の横瀬町の給食費は、実は秩父郡市内で比較しても一番低い金額となっております。

食材費が高騰する中、子供たちに安心しておいしい給食を安定して提供できるよう、現在給食費、すなわち食材にかかる費用の値上げを検討しているところでございます。国からの補助金が、どの程度の額にな

るかも、まだ定かではありません。これは議員ご指摘のとおりです。このような状況において、給食費の補助金をいただけるのであれば、これを本来の目的として活用したいと今のところ考えております。

また、来年令和8年度からは、小学校建て替えに係る起債の償還が始まります。さらには、中学校B棟校舎、体育館を中心とした中学校施設の整備検討委員会が立ち上がり、議論が開始されました。どのような方向になるにせよ、中学校施設整備に多くの費用が必要になってくると考えております。

このように教育費全般で多額の支出が見込まれる状況においては、国の給食費補助金を財源として、さらなる教育支援を実施するというのは少し難しいとの判断でございます。

続いての学校で貸出し用の備品としての整備というご指摘です。ご指摘のとおり、子供の数が減ってきているのは現状です。ここ10年目安で、今ある2クラスが少しずつ1クラスに縮小されていくということも予想されております。

ただ、品物について、例えば子供たちの気持ちですね、保護者の観点から言うと、負担を減らしていくというのは、確かに1つの見方ではあるかと思うのですが、例えば小学1年生に上がる子供が初めて学校用品を親に用意してもらって、私も貼ってもらった思いもありますし、書いた部分もありますけれども、鉛筆1本1本に自分の名前を書いてもらう、うれしさというのも実はあるのかなというのは個人的には思っているところです。

ただ、とはいえ、SDGsの観点等からも有効利用、これに関しては、物事に当たるとき、自助、共助、公助というふうによく言われますけれども、そういう部分では、例えば卒業したご家庭から寄附というか、集めて、それを利活用する、これはとても理にかなったことでもあると思います。とはいえ、これらの集める手順であるとか、どのような形で、例えばですけれども、程度がよろしいものと、あまりよろしくないものとあったりすると思いますので、この辺をどういうふうに分けていくのか。それをどう管理して、どういうふうに貸出しのところへ持っていくのかという、その仕組みづくりはしていかないと、なかなか難しいと思いますので、この辺につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございます。

なかなか難しい問題だと思うのですが、来年度は水道料金も上がっていくところで考えれば、やはり子育て世代、子供がいる家庭については、服を汚してしまう回数であったり、頻度であったり、そういったものも多く、洗濯機を回さなければいけないというところがあったりもします。そんなときは、やはり家庭への影響というのは、でかいのかなと正直考えられますので、ぜひ家庭への負担を減らすように考えていただきたい。

あとは、卒業生から要らないものを回収するというのは非常にいいお話かなと思います。正直、例えば柔道着なんかも、買ったものの全然使わないまま、家に眠っているなんていうご家庭も非常に多いのかなというのがありますし、彫刻刀というのも同じような状況かなというのが考えられます。ですので、そういったところで、もし活用できるものがあるのであれば、ぜひご検討していただきたい。

最後に、1点確認なのですが、小学校1年生で準備をする算数セットについてなのですが、これ

はいろいろな意見があるかと思うのですけれども、例えば今現在、クロームブックで授業を行っていると思うのですけれども、そういったクロームブックの中に算数セットの代わりになるようなソフトをインストールしておけば、その算数セットについては用意せずに、そのクロームブックで活用できるのではないかと思うのですけれども、そういったところというのはいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 閣議員の再々質問にお答えいたします。

今、児童生徒に配っております、GIGAスクールによりまして配っておりますタブレットを活用して、そのソフトで算数セット等を代替できないかというご提案でございました。確かにそういうものを使っていくということも1つの選択肢であろうかとは思っております。

ただ、ここで私個人的なちょっと意見なのですけれども、特に小学1、2年生、まだ子供の年齢が若いうちは、例えばですけれども、直接おはじきを触りながら数を数える、カードを直接めくる、入れ替えしながら数を覚えていくという作業は非常に大事ではないかなというふうには個人的には考えております。

確かに便利ですし、タブレットで指1本で動かせると思うのですが、やはりまだ低学年のうち、手を使って、見て、頭で覚える、これを鍛えていくことで、その後、学年が上がっていったときの例えばですけれども、算数に関する思考というところが育っていくのではないかなとは個人的には思っていますが、ご提案としては、これから検討する必要も場合によってはあるかと思しますので、1つの方法として賜っておきたいと思えます。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後何点か補足をさせていただきたいと思えます。

まず、給食費無償化の流れです。今、国のほうでは議論を進められていまして、国がどこまで踏み込むのか、都道府県にどこまで負担させるのか、基礎自治体にとところが、今、議論が進められている最中で、どこまで来るか分からないという状況ですが、どうやら令和8年度には一定の支援はありそうであるという状況かというふうに理解しています。

横瀬町は、令和5年度に小中の給食費完全無償化に踏み切りました。私は従前、その前に横瀬町の準要保護世帯や、第2子以降は無償化というところでやっておったのですけれども、議員の皆さんや、町の皆さんの希望する声が大きかったので踏み切りました。

しかし、やはり気になっていたのは、そこに財源がないということです。現在持ち出しで、これを行っているという状況が気になっていて、判断した材料の一つに、いずれ国が動くであろう、あるいは私たちが声を上げて国を動かす必要があるだろうということを思って、そのとき令和5年度に無償化に踏み切っています。

まさにこれまで私も県や国に、この話は再三してきまして、こういう流れになったのは、よい方向だなと思っていますし、やっとこういうことになったということで、よかったと思っています。なので、これ

は、やはり給食費でいただくものは給食費で使いたいと思っています。違う用途で、その分を使うという考え方は今のところ持ってなくて、やはり給食の充実ですね、給食の充実により一層これを契機に踏み込んでいきたいなということを考えています。これが1つ。

それと一方、子育て世帯の負担が大きいことも承知しておりまして、そこへの対応でいきますと、今度補正予算で物価高騰対策の財源が確保できそうです。ここで考えていきたいなと。今回計上させていただいています12月議会では、今年度分の物価高騰対策ということで、今年度分を使って、65歳以上の方、これは物価高騰の影響を一番直接的に受ける層の一つだと思うのですが、その人たちに向けて地域振興券を発行するというのを計上させていただいています。

もちろん、子育て世代向けの支援もありますので、そこのセット、それをやった上で、次の段階で、現役世代や子育て世代も含めたところで、より多くの方々に使っていただけるような支援、補助金というのを今検討しているところであります。なので、給食費のというところではないですが、町のそうした支援策と併せて負担の重い子育て世代、元気世代への支援は、しっかり積み上げをつくっていきたいなと思っています。

最後に、使用頻度の低い教材等、これは町民の皆さんからも声をいただいたことがありまして、やはり何がしか、もっとよい仕組みというのですか、使い回すのは好き嫌いもあるでしょうし、人によりけりというところもあるので、難しいのかもしれませんが、その辺うまく組み合わせて、シェアができるような仕組みは、やはり研究、検討していく価値はあろうかなというふうに思っていますので、その辺意識しながら進めていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第5、議案第62号 横瀬町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第62号 横瀬町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、児童等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 議案第62号の細部説明をさせていただきます。

まず、乳児等通園支援事業の概要でございます。乳児等通園制度、いわゆるこども誰でも通園制度ですが、この制度は国が令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな通園制度として、全国の自治体において実施するものでございます。

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度となります。

この制度の創設に伴い、本町においても国の基準に沿って乳児等通園支援事業の整備及び基準に関する条例を整備するものでございます。

それでは、11ページをお開きください。横瀬町乳児等通園支援事業の整備及び運営の基準に関する条例の概要に沿って説明させていただきます。

まず、第1条、条例の趣旨ですが、乳児等通園支援事業の実施に当たり、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第2条から第4条は、職員、町、乳児等通園支援事業者が行うべき最低基準について定めるものでございます。

第5条から第8条までは、乳児等通園支援事業者に対し、利用乳幼児の人権や非常災害、安全に関する計画を策定し、必要な措置を講ずることを義務づけるものです。

第9条から第13条までは、乳児等通園支援事業所の職員についての一般的条件、研修の確保や利用乳幼児を平等に取り扱う原則や虐待防止について定めるものでございます。

第14条、第15条は、衛生管理等に関する措置、調理に必要な設備について、乳児等通園支援事業者に義務づけるものです。

第16条、第17条は、乳児等通園支援事業所の運営に関する規定を定めること、また職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備することを定めています。

第18条は、職員の守秘義務について。

第19条は、保護者等からの苦情受付窓口の設置について定めるものでございます。

第20条から第25条は、乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2つにおいて、主に一般型乳児等通園支援事業の設備、職員の配置等に関する基準及び利用乳幼児、保護者の心身の状況等に応じた支援等について定めるものでございます。

第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所について、設備及び職員の基準を定めるものでございます。

第27条は、第24条、第25条の規定を余裕活用型乳児等通園支援事業に準用するものでございます。

第28条は、記録等書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定めるものでございます。

第29条は、委任に関する事項を定めるものです。

附則は、施行期日を定めるもので、施行日は令和8年4月1日と規定するものでございます。

以上で議案第62号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 資料のところに、第1条の乳幼児等の「幼」が入っているのと、入っていないのは、どう違うのかということと、何となく分かるのですけれども、具体的にどういう施設、例えば保育所とか、認定こども園とか、あるいは家庭の個人的な保育、そういう乳児の施設なのか、具体的に、抽象的でなくて、大体想像はつくのだけれども、その辺を分かりやすく言っていただけたらと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

乳幼児等の「幼」が入っているところと入っていないところがあるところのご指摘をいただいておりますが、基本的には「乳児等」であると思われまます。申し訳ございません。

この施設の内容についてなのですが、こども誰でも通園制度につきましては、今までの一時保育とは異なって、一時保育というのは、保護者の……

〔何事か言う人あり〕

○平沼朋子健康子育て課長 まず、こども誰でも通園制度についてでございますが、今までの一時保育というのは、保護者が必要に応じて子供を一時的に保育所等に預ける事業になるのですが、これから実施するこども誰でも通園制度は、全ての子供たちの育ちを応援するという事で、親の働き方とか、ライフスタイルにかかわらず、子供を保育所等に預けることができる制度になります。

対象となる施設は、保育所とか、認定こども園になるのですが、まず年齢でいうと、0歳6か月のお子さんから3歳未満の全ての子供さんが対象で、保育所等に通っていない方になります。その方が一月10時間を限度に予約をして利用ができるものになります。

この制度は、1度申請をしていただいた後に、ネットというか、システムを使って予約ができるものになります。今までに比べて使いやすくなる予定です。ただ、時間的には月に10時間ということで、短いのですが、こちらは国の制度が、今現在、そういう方向で動いておりますので、それに沿ってやる予定でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 今言ったことを後で書面でもらえたらと思います。10時間限度とか、こども誰でも通園制度ということで、保育所に預けていないお子さんへの支援ということですね。分かりました。広報に分かりやすく載せないといけないと思ったので聞きました。すみません。後で書面で下さい。

○向井芳文議長 ここでちょっと休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午前 3時12分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁漏れということで、答弁をいたさせます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 先ほど答弁いたしました、乳幼児等と乳児等ということで、訂正させていただきます。

議案の題名のとおり「乳児等」が正しいものとなっております。

それから、詳しい内容につきましては、後ほど分かりやすい資料をお渡ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。ぶっちゃけ、保育所とかに通っていない子が申請すれば、たまにスポットで入れるということですよ。それで、これは横瀬町は、受け入れる施設というのは、どこがあるのか教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 施設につきましては、現在、横瀬保育所のほうを予定しております。

それから、この制度は全国的に実施をされますので、ほかの市町村でも実際にやると手を挙げた施設には行くことができますので、横瀬町で始めるのは横瀬保育所ということになります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。一応議案の説明資料、長々と書いてあるのですけれども、これは施設をしっかりと書いてあるだけでしょ。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 この乳児等通園支援事業を始めるに当たって、今までも同じように保育所、認定こども園等は整備されておりましたが、改めて基準を定めるものでございます。

以上です。

〔「オーケーです」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 1点だけなのですけれども、保育園で受け付けるということなのですから、この場合の保育士は、どれぐらい数が増えるのか、分かれば教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 予定としましては、今までも一時保育ということで受入れをしておりますが、一時保育での年間というか、12月現在までに15回程度使っているものなので、それほど多く増えることは予想していませんが、余裕活用型施設ということで、保育所の定員の空いているところを使って受け入れるということで、それ以上に保育士を必要とはしておりませんので、空いているところで受入れを行うものでございます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第62号 横瀬町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第6、議案第63号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第63号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 議案第63号の細部説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整理するものでございます。

事前に提出しております2ページ、議案第63号資料の新旧対照表を御覧ください。第4条第6号について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令に新たな条文第15条が追加されたことにより、条例で引用する字句の「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行となります。

以上で細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第63号 横瀬町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○向井芳文議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時20分

## 令和7年第6回横瀬町議会定例会 第2日

令和7年12月11日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第64号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第65号の取下げ

1、議案第66号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第67号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第68号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（10名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員	
4番	向	井	芳	文	議員	5番	黒	澤	克	久	議員	
6番	宮	原	み	さ	子	議員	7番	新	井	鼓	次郎	議員
8番	内	藤	純	夫	議員	9番	若	林	想	一	郎	議員
10番	関	根		修	議員	11番	小	泉	初	男	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副	町	長	
山	中	正	広	教	育	逸	見	和	秀	総	務	課	長
大	畑	忠	雄	ま	ち	工	藤		学	税	務	会	計
				課	長					課	長	兼	計
										管	理	者	
関	口	和	則	町	民	加	藤	美	智	福	祉	介	護
				課	長					課	長		長
平	沼	朋	子	健	育	浅	見		聡	振	興	課	長
				子	長								
小	泉	達	美	建	設	久	古		武	環	境	課	長
小	俣	敏	孝	教	育								
				次	長								

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事	務	局	長	守	屋	則	子	書	記
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。

◇

◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第1、議案第64号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第64号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。災害時における消防団員を確保するために機能別団員を導入したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 議案第64号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

今回の条例改正は、不足する消防団員を確保するため、火災等の特定の任務に限り従事する機能別団員を導入するために改正するものです。

事前にお配りしました資料、新旧対照表を御覧ください。改正の内容ですが、第2条の見出し中、「定員」を「定員等」に改め、同条に後段を加え、機能別団員を導入するために団員を「基本団員」と「機能別団員」に区別すると定めるものです。

次に、第2項を加え、機能別団員の任務を火災等の特定の任務に限り従事する者と定めるものです。

次に、第3条に4号を加え、機能別団員の任用条件として、基本団員または消防吏員経験を有する者と定めるものです。

最後に、第12条第1項に「ただし書き」を加え、機能別団員には報酬を支給しないと定めるものです。

以上が条例改正の内容になります。

施行期日は、令和8年4月1日となります。

以上で議案第64号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 機能別消防団員なのですが、まず導入をする背景としては、消防団員の確保とありますが、恐らくこの辺というのは、芦ヶ久保地区を中心とした第4分団、第5分団あたりの団員を確保するのが目的なのか。それとも現在、3分団に関しては、かなり定数が多いのですが、そこにさらに機能別消防団員を入れていくのも含めて検討しているのかというところが1つです。

それと、最初の議案第64号の提案理由の中に災害時における消防団員を確保するためにとあるのですが、今回の機能別消防団員については、火災等の特定の任務に限り従事するとあります。これは例えば台風とか、水害関係については出動しないのかということを確認したいと思います。

それと、現在、消防支援隊というものが存在すると思うのですが、そことの合併になっていくのか。それとは、また別のものとしてつくっていくのかということをお聞きしたい。

あと、現在、機能別消防団員ができたとして、ここに入る団員数がおおよそどのくらいを検討されているのか。各分団ごとで構いませんので、これは教えてほしいです。

それと、機能別消防団員が火災出動時、車両の運転ができるかどうかということ、これは現在の団員に関しては車両を出動させるときには運転しますが、この辺というのが、機能別消防団員単独に出動してしまうと、現在の団員が出動する際に消防車がないとか、そういう話にもなるのではないのかなと思います。

それと、あと逆に、消防車両がなかった場合に、機能別消防団員が直接現地に向かうのかということ、この場合、恐らく自家用車で向かってくるのではないのかなと思うのですが、過去に私も一般質問させていただいたときに、災害時に自家車両を乗り入れてしまうと、邪魔になるケースがあるというふうに私は認識しておりますので、そういったところも含めて、車両を出さずして自分で運転して現場に行くことがあるのかどうか。

それと、機能別消防団員についてなのですが、服装について、現在、消防団については活動服であつたりとかあるのですが、そういった部分についてはどのようになっていくのか。

それとあと、災害時における活動に当たってなのですが、通常消防団員であれば訓練を行っています。各分団との連携であつたりとか、本部との連携も行っています。そういったところを含めて、機能別消防団員が出た場合に訓練もせずに現場に行くのか。それとも消防団員と一緒に混ぜて訓練は必ず出てもらうとか、そういう形を取るのか。

それとあと、もし連携というところが出てくるのであれば、これは分団長が連携をしていくのか。分団長も業務が多い中で、そこにまた委ねてしまって、あとはよろしくみたいな、そういう形になってしまうのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまのご質疑にお答えさせていただきます。

まず、機能別団員の目的です。消防団員がなかなか増えない中、団員数の確保は喫緊の課題でありまして、それに伴いまして、どうしたらいいかというふうなことで検討を始めました。全国的に見ましても、機能別団員というのが、国のほうでも推奨されておりまして、埼玉県内でも幾つか導入している団体が増えてきているところでございます。

横瀬町でいいますと、確かに第4分団、5分団が人数が少なくなってきました、そこでの不足がかなり懸念されているわけなのですけれども、今回の機能別団員に関しましては、条例定数144名の中に含まれますので、各それぞれの分団で定数に達していないところがあれば、その分団でも機能別団員を任用できることで考えております。

それとあと、火災等に限りということ、台風、水害等の出動ということなのですけれども、火災等ということ、台風や水害の災害時ということ、出動していただくようになると考えております。

次に、消防支援隊と合併となるのか、別のものなのかということなのですけれども、消防支援隊、まず機能別団員は消防団員になりますので、支援隊については、後方支援をしていただけるということ、消防隊員とは区別しておりますので、その辺は別のものになります。ただ、これからいろいろ募集をしていくわけなのですけれども、実際には消防支援隊の方に数多く機能別団員になっていただくようになると考えております。

次は、団員数をどの程度見込んでいるかということなのですけれども、こちらにつきましては、条例定数の144名までになっていただければ一番いいのですけれども、そこまでいかなくても、各分団で定数に達するまでの人数を見込んでいまして、具体的な人数はないのですけれども、それぞれ各分団に消防支援隊の方がいらっしゃると思いますので、その中で比較的若い方で、消防活動を積極的にやっていただきそうな方に声をかけて、なっていただくようになると思います。

それから、出動に関して機能別団員の方が車両に乗って出してしまうと、団員が出ていけないのではないかとということですが、基本的には、機能別団員は消防団員になりますので、消防団員と一緒に活動していくものになります。別々に活動というのではなくて、消防団分団の一員として活動していただきますので、その辺は各分団で日頃から調整をしていただきながら行っていただくようになると思います。

現場に車で行くことはということなのですけれども、通常の団員と一緒に考えですので、車両に乗って行っていただけるのが一番ですが、遅れた場合ですとかというのは、今までの団員で、自車で向かう団員もおりますので、その辺と同じような行動になるかと思えます。

次に、服装についてですが、これも団員ですので、団員の活動服を支給することになります。

それから、訓練という話だったのですけれども、基本的には団員のOBの方を想定しておりまして、日頃から団員とは交流があるものかと考えているのですけれども、必要に応じて各分団において訓練等を開催していただけたらというふうに考えております。

最後ですが、分団長が指揮を取るのかということなのですけれども、機能別団員も消防団員ですので、所属も各分団に所属することになりますので、当然分団長の指揮の下、活動することになると考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。

基本的には消防団員と一緒にという考えになってくるのかなというところではあると思うのですが、そうしましたら、その中で、例えば台風の場合ですと、待機のような形で団員に周知が行くケースがございます。その場合に自宅待機というところもあれば、詰所待機というものもあると思うのですが、その場合、機能別消防団員についても詰所での待機という形で考えていいのでしょうか。それが1つです。

それと、支援隊の中から機能別消防団員をつくっていくというお話だと思うのですが、そういったところを促していくというような話だったと思うのですが、第4分団と第5分団の支援隊の人数、それぞれ教えてください。ここは、そもそもベースが少ないのであれば、その人数が仮にですけれども、全員機能別消防団員に入ったところで、全然人数が足りないという話になるのかなと正直思いました。

それと、先ほど訓練は各分団ですとありますが、例えば消防署の本部であったりとか、そういったところとの合同練習のような形というのが、やはりあると思うのです。その中で、分団で訓練をしてくださいとなると、分団は、そういったところでしっかりと訓練ができていのに、さらに機能別消防団員のために各分団で訓練を組まなくてはいけないということでしょうか。そこに参加して同じ訓練を受けていくという形ではないのかというのをお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 風水害等の場合の待機ということですが、こちらにつきましても消防団員ですので、詰所待機なり、自宅待機なりは通常の団員と同じ活動になるかと思えます。

それから、消防支援隊の数ですが、ちょっと今手元に資料が見つかりませんので、後刻報告ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○逸見和秀総務課長 それと、訓練なのですけれども、当然本部等で訓練があるのですけれども、今段階では、火災等の有事の際に出勤してもらおうというふうな形で予定しておるのですけれども、運用をしてみても、それで不都合があるという場合になった場合には訓練等にも参加していただくようになるかとは思いますが、その辺につきましては、今後運用していく中で、各分団の判断において必要であれば、そこにも参加していただくようなことにもなろうかと思えます。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから若干補足をします。

支援隊に関しては、今、割と全国的な流れにもなってきているところかなというふうに思っています。背景としては、消防団員の確保が、なかなか難しくなってきている。将来的にも、その状況が難しくなるという状況が続くであろうという想定があります。

その中で、しっかりしたマンパワーを確保していくというのが、まず課題としてあって、加えて横瀬町もそうなのですが、現役を終えて、消防団活動に消防の経験、実績を持っている方々がいて、その層がそ

れなりに厚くなってきていると。そこのマンパワーをうまく組み合わせてというところが、そもそもの考えかなというふうに思っています。

現状、横瀬町でいうと、芦ヶ久保の分団のところは、人数確保がなかなか難しいところはあるのですが、長いスパンで考えると、どこの分団においても将来的にプラスアルファ、マンパワーの不足が続く状況には、なり得るというふうな想定は、やはりしておかないといけないのかなとは思っています。

ご指摘いただいた9つの質疑のうち、後半の5番から9番までは、これは言わば指揮命令系統の話だというふうに認識しています。出動時限定、災害時限定の消防団員ですが、消防団員に明確になるわけですので、消防団の指揮命令下に入ります。そこで、従来の消防団とそごがない形で運用していくということかなというふうに思います。

初めて導入してみますので、やってみてというところはあるのですが、本件に関しては、他地域でも先行事例はありますので、その辺を参考にしながら、スムーズな導入ができればなというふうに思っています。

私からは以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

〔「ごめんなさい」と言う人あり〕

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 冒頭支援隊と言ってしまいましたが、機能別団員のことです。すみませんでした。訂正させていただきます。

○向井芳文議長 総務課長。

○逸見和秀総務課長 先ほど支援隊の人数ですが、全体で今73名おりまして、そのうち第4分団が16名、第5分団が13名であります。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。

機能別消防団員なのですけれども、正直言うと、私もまだ全然分からないところが非常に多いのですが、機能別消防団員が入ることによって今の分団上の業務であったりというのが増える可能性というのもあるのかなと正直思います。

そういった話というのは、現在の消防団員、もちろん分団長を含め、こういった形でやっていきたいという話ができているのかというのが1つ。正直、私のほうは、まだ団員というか、下のほうまで、そこまでの話というのは、どこまで、どういうふうにするかというのは、あまり聞いていなかったというのもあるのですが、そういった話がしっかり周知できているかどうかという、その上で、それがいいよねとなっていて、この話になっているのかということ。

あと、先ほど分団長の、そういった業務的なものが増えてしまうのではないかとということの中で、やはり団員の中では、そういった責任であったりとか、業務が多くなってくるのを、やはり嫌がる方も非常に多いです。ですので、例えばそれが多くなって、では機能別消防団員もいろいろ取りまとめなくては

けないねとか、そういうことが出てきてしまうと、ちょっとそういったことまでは、俺はできないかなという方も出てくるのではないかなと逆に思うのです。

現時点であれば、今の流れをそのまま引き継いでいけば分団は回ると思うのですけれども、機能別消防団員というのは、団員としてではあるものの、少し中身も違うというところもありますので、そういったところの業務的な部分であったりというのは、増えるか、増えないか。増えた場合に、そういったところで、この分団長に対して、その説明がしっかりできているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 分団長との話ができていないのかということなのではございますけれども、そもそもこの機能別団員を導入するに当たっては、分団長会議等で何回も話し合っていて、最終的にこれでいこうというふうなことでやっているものですので、分団長に関しては、その点は十分ご理解いただいているものと思っております。

それから、分団長の業務が増えるのではないのかということなのではございますけれども、基本的には定数の範囲内で任用していくこととなりますので、分団長の業務としては、もともと団員数を増やしていきたいというふうな考えの下やっておりますので、その点を考えると、特にその辺において、分団長の業務が増えていくということはないと考えております。

ただ、実際に人数が増えると、その分も大変になるかと思いますが、その辺も定数を超えてということではないので、現状の分団長の業務ということで、ご理解いただければと思います。

以上です。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 報酬はないということですが、出勤手当等も全部なしということではよろしいですか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 出勤手当につきましては、団員と同じですので、出勤した場合には同じ額の出勤手当を支給することになります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ちょっと確認なのですが、支援隊から機能別団員に昇格というか、移行するということなのですが、支援隊の平均年齢、例えば50代、60代、70代とかの割り振りの中で、人数別でどのくらいの割合の方が、どこのボリュームのところなのかというのをまず1点知りたいというところではございます。

この機能別消防団員さんになられるのに、年齢制限というか、幾つまでを想定しているのか。一番ベス

トなのは、消防団員をお辞めになられた方が、そのまま特別にそっちに行くというのが一番理想かとは思いますが、皆さん、それなりの理由があって卒業されていると思うので、本当にそれが現場で動ける方々が、そこに来ていただけるのかどうかというのが懸念材料の一つです。

最後、現場が混乱することはないという想定でお話しされていますけれども、そのときに本当に訓練をされている方の、例えば20代、30代の方と同じ役割を期待してやるのは正直酷ではないかなと思ったりするので、その辺は全く同じものと考えて、今回の条例は組んできたということによろしいですか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 まず、支援隊員の年齢ということなのですが、毎年消防団を退団された方が随時入ってきていただいておりますので、50代から60代、70代後半くらいまでの方がいらっしゃるかなと思っています。具体的な年齢構成については、ちょっとその辺詳しく調べてありませんので、分からないところでは。

それから、何歳まで想定しているかということなのですが、実際にやはり火災等の活動になってきますので、比較的若い団員という表現をさせていただいたのですが、その辺は実際に動ける程度というのは、人それぞれというか、あると思いますので、その辺は個人の判断にお任せしてやっていきたいとは考えています。

あとは、実際の現場で若い人たちと同じように活動ができるかという話なのですが、当然体力的には落ちてきている年齢の方になりますので、その辺は、実際には、同じような活動というのは、かなり厳しいかと思えます。その辺は各現場での対応といいますか、運用で、なるべく適材適所ではないですが、そういった形で活動していただければと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから少し補足させてください。

どちらかという、現場からの声もあって、この形だというふうに理解しています。今の横瀬町のシステムでいくと、消防団員というくくりがあって、支援隊というくくりがあります。中間がないわけです。だから、団のことを考えると、年齢を重ねても消防団員でいなければいけない人、それから消防支援隊に入っているけれども、まだまだできる人みたいなところは当然層としてはあるわけですし、それを3層にする、2層を3層にするというイメージなのです。

だから、消防団員、機能別消防団員、それで組織は違えど支援隊という形。なので、基本的に機能別消防団員で想定する人は、ほぼほぼその分団のOBの人になります。だから、全然知らない人が入ってくるというのは、もちろん先々はあり得る話ですが、今時点の顔ぶれの中では、あまり想定は、今時点ですよ、していない感じなのです。だから、全く見ず知らずの、あるいは全く慣れていない、新しいグループができるということではないというふうにお伝えできればと思っています。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 あまり年齢のことは言いたくないのですけれども、ただやはり体力的な問題もあつたりするではないですか。OBだと今おっしゃいましたけれども、町長が考えているOBの機能別消防団員に声をかけたい年齢層って幾つまでの人を具体的に想定して、今回これを出してきていますか。

年齢的なことは、あまり言いたくないのですけれども、ただ現場で、本当に最前線でやっていただく方々の安全も考えたら、無理やり声をかけて、無理やり入ってもらってというのは、あまりよろしくないのではないかなという気がするので、一応ボーダーラインが、この辺まで想定しているというのを教えていただくほうが、よりこの条例に関してイメージが湧くのですけれども、先ほど総務課長も、そのところは濁されたので、どの辺のラインを想定しているのかというのが気になっているので、そこをお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 これは年齢で輪切りにできる話ではないというのが前提としてある上で、強いて言うと、例えば私の同世代とか、私は今60なのですけれども、私の近い世代とかが想定とすると、主にというところでいくと、想定される層ではないかなというふうに思います。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 最後の確認です。これは分団長会議とかで、団のほうから上がってきたということで、先ほどお話は出ていましたけれども、それで間違いないのですね。団のほうからの要望が強く出ているから、今回の機能別消防団員という条例が出てきたということで、間違いないかの確認だけお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 そもそも話が団から上がってきております。最終的に団長から強い要望がありまして、機能別消防団員の導入を予定しております。

以上です。

〔「ちょっと休憩入れてもらっていいですか」と言う人あり〕

○向井芳文議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 現在の定員数が144名で、各分団ごとに定員が設定されていると思うのですが、こ

の機能別団員の方が加入されて、定員ぎりぎりまでなってしまって、新たに加入されたいという人がいた場合、定員を超えてしまったりした場合には人事異動ですとか、否認ですとか、そういった想定をされているのか、ちょっとお伺いしたいのが1点です。

第4分団と第5分団の話というのは、以前からいろいろな議員さんから話があると思うのですが、合併ですとか、そういったお考えで、今いろいろなことを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいです。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 団員定数を超えた場合の対応ということですが、基本的に消防団員の定数が144名、条例で決まっております。それを超えて任用することはできませんので、もし仮にそれを超える、新入団員が増えて定数を超えるようなことになった場合は、機能別団員の方から辞めていただくことになると思います。

それから、第4分団と第5分団の統合という話ですが、これは以前にもあったわけなのですけれども、当分の間、この現状でいきたいというふうな分団からの要望もありまして、その関係で、今回機能別団員を導入しているということになります。ですので、当分の間は、機能別団員の導入で何とか乗り切っていきたいというふう考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません。今回この機能別団員の募集に当たって、家族の同意とか、あとは団長さんとか、団員さんの推薦とか、そういうものを設けるということはないわけでしょうか。1点お願いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 機能別団員の任用に当たりましては、団員と一緒にですので、今までどおりの任用の形になると思います。家族の同意とか、その辺は当然各自で取っていただいて、その同意書を取るようなことはないのですけれども、その辺は当然それぞれの家庭のことになりますので、本人の希望で入団できます。分団長の推薦はあります。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ある意味、団員を退職された方がなるということは、家族の反対もあって団員を辞められた方もおりますので、そこでまたさらに団員になるということに関して……

〔何事か言う人あり〕

○6番 宮原みさ子議員 すみません。すごく気になってしまったのですけれども、よろしく申し上げます。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 これは、あくまでもこちらで決める話ではなくて、任意、ご本人の意思で、団員になる人と一緒に、ご本人の意思でなっただけの話ですので、そこはご心配されなくても大丈夫かと思います。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 1点教えてください。

第12条のところ、機能別団員には報酬を支給しないとあります。今までの質疑の中で聞いておきますと、ほぼ団員と同じ活動をされるというのに、これはちょっとかわいそうではないかと自分は考えます。緊急時の出動ということだけなので、団員の活動とは若干違うということも分かりましたが、この報酬を支給しないという理由は何でしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 今回機能別団員が報酬を支給しないということに決めたわけなのですが、その辺につきましては、火災等の出動、災害時の出動のみということで、年間それほど多くの出動回数がないのではないかとということを見込んでおります。

それと、近隣の消防団、町村も行っているのですが、報酬を支給していない団が多くありましたので、その辺を参考にして、横瀬町でも報酬を支給しないというふうに決めております。その分、出動手当は支給することにはなりません。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 すみません。ちょっと詳しくないので教えてください。

講習とか、訓練とか、機能別団員さんが参加された場合は手当が出ますか。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 その辺は団員と一緒にしますので、訓練等に参加されれば、そのときの出動手当は出ます。

〔「分団の中での任意の訓練に参加したときには出ないですね」と言う人あり〕

○逸見和秀総務課長 そうです。それは分団内でやっておりますので、全体の訓練等に参加された場合は…

…

○向井芳文議長 7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 すみません。私が質問しているのは、講習、分団云々は外野が言ったことです。講習について、操法講習とか、いろいろなものがあるのかと思いますが、そういうものにもし出た場合の手当が出るのか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 消防本部等で行っている講習とかということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○逸見和秀総務課長 そういう場合は出動手当として支給しておりますので、機能別団員も参加した場合には出ます。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

9番 若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 消防支援隊の立場から質問をしたいと思います。

消防支援隊が平成19年にできました。以来18年たっていますが、各現場に行っても、赤い帽子をかぶった支援隊の方がよく見受けられます。活動的には、よくしていると思いますが、今の支援隊に対しての活動については、活性化というか、講習会とか、そういうことはしていかないのでしょうか。

それと、組織として、例えば上田知事が名誉隊長だったと思います。そういう意味での見直しとか、そういうのはしていかないのでしょうか。

それと、支援隊の活性化をどういうふうに考えているか、教えていただきたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの支援隊に対する講習会の開催、活性化というお話ですが、支援隊の方は、消防団員のOBの方で、後方支援のほうに入っていていただいておりまして、役目としては、消防団の後方支援、実際火災があった場合、実際の活動ではなくて、後方からの支援であったりとか、ふだんの火災予防運動とか、そういった形をやっていただくことを想定しております。

その辺に関しまして、今後講習会をしていかないかという話ですけれども、現状今までは、そういったこともせずにここまで来ております。これから消防団活動も含めて、いろいろ制度の体制も変わってきますので、この辺は今後その辺も含めて、いろいろどうやっていったらいいかというふうな形で検討を進めていければと思います。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

9番 若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 発足当時から支援隊には年間10万円でしょうか。補助金が出ています。その辺、各分団によって伝わり方が違うのですが、今回第3分団のほうでも支援隊の忘年会をするという案内が来ましたので、ぜひその辺を活性化していただいて、団員同士の再認識というか、どんな人がいるかというの分からない場合もありますので、一堂に会して訓練をするとか、そんなことができないかなというような気もいたします。

あと、会員の発足というか、13区の方で、俺は入っているつもりなのだけれども、まだ帽子も何ももらっていないなんていう方もいましたので、そういうことはないように希望したいと思いますが、よろしくをお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 貴重な意見を承ったので、できることをまず検討していきたいと思います。

○向井芳文議長 再々質疑よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

8番、内藤純夫議員。

〔8番 内藤純夫議員登壇〕

○8番 内藤純夫議員 議案第64号に対し、反対の立場で討論いたします。

災害時における消防団員を確保するため導入したいということでございますが、関議員の質疑で大体分かったのですけれども、訓練していない人としている人を一緒に火災現場に送るといのはどういうことかということと、あと今、若林議員からもありました、支援隊の充実で十分できるのではないかと。

あと、長年の提案であります、第4分団、第5分団の統合問題を先に片づけて、消防団の充実を図っていただきたい。

それと、今、分団長を辞めて、また団員に戻るとい、昔、私が現役のときからありました、大滝方式って呼んだのですけれども、大滝の人がいない、全員同じ人間が回っているだけという。それだったら退職金が非常に高くなってしまいう問題がありまして、年数が長くなって退職金が高くなってしまいうことがありますので、分団長を辞めた人に退職金を払って、また10年目ぐらいのラインから始めるとか、いろいろそこら辺を考えていただいて、団員がまた辞めないようにしていただくほうがよろしいと思います。

以上でございます。

○向井芳文議長 他に討論ございますか。

〔「議長、反対討論でもよろしいですか」と言う人あり〕

○向井芳文議長 7番、新井鼓次郎議員。

〔7番 新井鼓次郎議員登壇〕

○7番 新井鼓次郎議員 議長のお許しをいただきましたので、反対の立場で討論させていただきます。

この消防の問題、大変喫緊の課題でありまして、団員の数を確保して予防に努める、これは大変大事なことだと思います。基本的に機能別団員さんを入れて充実させるというのはよろしいと思うのですが、このところに来て、報酬の関係で差別があるということで、ここの見直しをした上で再提出していただければありがたいと思います。

危険な現場に命をかけて入っていただく方ですので、それなりの感謝の気持ち、そういうものを出していく必要があるのではないかと思います。質問したところ、出動回数が少ないということと、出動手当そのものは出るということですので、考えていらっしゃるのとは分かりますが、報酬を支給しないというのに、どうも引っかかりが私にはありますので、この見直しを含め、再提出をお願いしたいという立場で反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

日程第1、議案第64号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○向井芳文議長 起立少数です。

よって、議案第64号は否決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎議案第65号の取下げ

○向井芳文議長 日程第2、議案第65号でございますが、こちら先ほどの議案第64号の否決によりまして、こちら関連性のある議案だったために、執行部のほうから取下げの申入れがございました。これを許可いたしましたので、ご報告申し上げます。

---

◇

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第3、議案第66号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第66号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,389万円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,567万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩をして各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時26分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 15ページですけれども、グラウンド植栽サクラ伐採処理委託料250万円ですが、これは伐採だけで植栽はしないのですか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小侯敏孝教育次長 ただいまのご質疑ですが、今回伐採に関しましては、県の補助金が2分の1出る形になります。植栽につきましては、自治体が行う場合、補助金がつきません。ですので、今後桜をそのまま植えるか、もしくは桜だと枝が横に広がってくるので、また同じように道に枝が落ちるかもしれないというようなご指摘も受けております。ここは少し検討しながら、例えばですけれども、ゴルフ緑化基金というような形で100万円を上限としておるのですが、そういうものを活用しながら植栽をしていきたいとは考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 よく植栽関係ですけれども、花咲山しかり、もう少し大きい木を植えなかったら見栄えも悪いし、その辺よく考えて、補助金ばかり当てにするのではなくて、自分で、町として、環境ですから、景観ですから、よく考えてやっていただければと思いますけれども、これを出す前に、何が増えるとか、これを検討して議題にのせるのが筋かと思っておりますけれども、その辺どうでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 検討につきましては、確かにご指摘のとおり後追いになってしまうのですが、実は伐採の原因となったクビアカツヤカミキリについては、春先を過ぎると、成虫がまた出てきてしまいまして被害が広がるというおそれが実はございます。なので、今回緊急に、まずは被害が発見されましたので、伐採を行った上でというふうな順番になってしまったことは、ご理解いただければと思います。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 今、次長が話をされましたけれども、植栽に一番いい時期は、どういう時期だか分かりませんが、冬場は水が上がっていませんから、寝ているときに木を植えるのが筋なわけです。だから、1月、2月とか、4月、5月になったら、その辺の虫か知りませんが、ちゃんとそれは250万円ですから、あと消毒するなりだと思うのです。その辺よく考えてやったほうが、この250万円、大金なお金ですよ。普通一般から見ましたら、植栽も入っているんかさと思って、ここに書いてあるでしょう、植栽って。木のことは、よく分かりませんが、皆さんがやる以上は勉強しながら、いつ植栽したらいいのか、いつ伐採したらいいのか、この木をどうするかとか、よく考えていただければと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 ご指摘ありがとうございます。

植栽の時期につきましては、ご指摘のとおり時期も確かにございますので、そこはよく考えて、皆様にお話を伺った上で行っていきたくております。よろしく申し上げます。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 2点ほどお願いします。

まず、9ページ、職員の2次募集なのですが、2次募集になった原因、要因についてお伺いします。

それから、14ページ、商工業振興費で物価高騰対策地域商品券事業、これはご説明いただいたところ、65歳以上の方が対象となっております。よくよく考えると、今生活しているのに一番苦しい方というのは実は退職されて年金がもらえない63歳、64歳、ここの谷間の方々だと考えます。多分そうだと思います。62歳くらいまでは、何とか再雇用という形でつないだとしても、年金をもらえるまでの何年間、数年間、どうしようという方がたくさんいらっしゃるのです。

65歳以上になると、どうしようと言いながら、年金が支給される、そういう年になります。この63歳、64歳の方は、いつの間にか65歳に延ばされてしまった方で、非常に困っている方、一番困っている方が、ここなのです。ここの方への救済、一番苦しい年代の救済はどういうふうにするのか、お伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの職員採用試験の2次募集になった要因ということでございますが、1次募

集を行っております。そこで、3名の合格者を出したところなのですが、そのうちの1名の方が辞退をするというお話をいただきまして、もう一度、再募集をするということになりました。

以上です。

○向井芳文議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは物価高騰対策地域商品券の関係でございますけれども、65歳以下の方、63歳、64歳の方が一番苦しいというお話は、確かにそうかなというふうに思っております。今回のこの65歳以上というのは、先ほど歳入でもご説明申し上げましたが、今、高市内閣の中で物価高騰対策のお話をしておりますが、その前に交付があったものを一旦は今回上げさせていただいて、65歳以上ということになっておりますが、この後、概要が確定いたしましたら、全世帯向けに、可及的速やかに物価高騰の対策の商品券等の交付ができるような対策を今考えているところでございますので、この後また皆さんにご協議をいただくような場面が出てくると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。

それでは、まず9ページの2次募集のほうですが、要因は分かりました。せっかく2次募集するのですから、2次募集があった場合、今回たしか平成8年以降にお生まれの方ぐらいで区切ったかと、年齢制限は2次募集でもあったのではないかと記憶しているのですが、就職氷河期の方を含め、救済という意味で2次募集の段階では裾野をもっと広げるというか、救済の意味でもっと幅広く、年代をあまり区切らないで募集したらどうかという提案をさせていただきたいのですが、お考えがいただければと思います。

それから、14ページのほうですが、高市内閣の前のお金、これは65歳以上に支給すると。次にもう一個来るということなのですが、それはもっと全般的に配られる、その2回目のほうは65歳以上の方にも均等に配られるのですか。63歳、64歳の一番苦しいところに手厚くという考えを示してほしいのですが、いかがですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

お話のとおりで、この後、高市内閣の補正予算が出てまいりますので、ここでは全世帯向けにということで、今考えているところでございます。ですので、それは全世帯ということでございますので、65歳以上の方には手厚くなってしまうというところがありまして、63歳、64歳の方については、次のところでは皆さんと一緒に支援をしていくという形になるということで、今のところ考えてございます。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私から今の2点について補足をさせていただきます。

まず、2次募集の件です。これは、ここ近年の傾向でいきますと、2次募集のほうは日程設定の自由度が比較的高いというところがあって、たくさんの方の応募者がおります。2次募集のほうに応募者の総数がか

なり多くなるという傾向があります。

その中から採りたいというところもあって、あえて1次募集だけに限定して考えていないというのが最近の我々のスタンスです。

あとは、年齢層でいきますと、やはり今の役場の凸凹で、特に世代的に均衡化を図りたいというところもあって、その辺等を踏まえて、年齢のほうは設定させていただいているというところなんです。就職氷河期の人たちは、裏を返せば、優秀な人材が眠っていたりということもあると思いますので、そこは幅広には考えていきたいなというふうに思っています。

それと、物価高騰対策は、次のほうがトータルの金額はかなり大きい金額がいただけそうな状況になっています。その中で、いろいろな組合せを考えていきたいと思えます。今回のやつは、今年の最後に残ったお金の総量を使って、一番効率的にというようなところを考えたのと、あと子育て世代向けとか、様々な切り口を組み合わせて考えているということにして、今回この時点で、高市内閣のところの情報が、まだそろっていませんでしたので、高市内閣の追加のところは、改めて臨時議会をお世話になるということで、今相談をしているところであります。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 14ページの対策についてですが、子育て世代、それから高齢者、これは総務文教厚生常任委員会でも調査事件として扱って、いろいろ詳細に見ていますが、切れ目のない、本当に手厚いものです。十分とは言わないのですが、横瀬町が誇れるものだと思っています。穴が開いているのが63歳、64歳、全く見向きもされていません。ここを何とかしてほしいというお願い、要望に近いのですが、いろいろ組合せがあるという答弁ですので、そのところを考えていただきたいのですが、お考えはいかがですか。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 コロナの交付金からずっといろいろなターゲットに支援、交付金をやり続けているという中で、先ほども申し上げたのですけれども、横瀬町のスタンスとしては3つあると。1つは、公平であるということ、もう一つは、困った人に確実に行くということ、3つ目は、健康支援と併せて結果的に最良のベースになるということ、3点を原則としてやってきています。

困っている人たちに的確に届くというところで、ほかの困っている人たちと比較して、やはり63歳、64歳ということであれば、そこは考えていくということだろうと思っています。ですので、そこは幅広に、今日貴重なご意見をいただきましたので、その視点でも、ほかと比べてというところで、テーブルにのせて検討したいというふうに思います。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○向井芳文議長 最後に漏れでやりますか。あと、まだ質疑のある方がいらっしゃるようなので、後でお願いします。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 15ページの、先ほどの小泉初男議員からもありました伐採について、ちょっと再度確認ですけれども、こちらは切り株まで全て除去していくというようなところでよろしいでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小侯敏孝教育次長 現状考えておりますのは、土手際にもなっておりますので、虫がそこから出てこないような手当ををしなくてはならないのですが、現状、今の段階では株を全部抜いてしまうということでは考えておりません。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 私が調べた中だと、切り株を放置してしまうと、結果、そこが成虫の発生源になる場所なのですけれども、それを阻止するために、例えばシートで覆って3年以上置いておくとか、もしくはモルタルで巻かなくてははいけないとか、そういったことがあるのですけれども、そういった処置をした状態で、そのまま置いていくというようなところでよろしいですか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小侯敏孝教育次長 ご指摘のとおり、伐採に関しても通常切って終わりということではなく、中に虫が、幼虫等が残っている場合がありますので、それらも焼却をするか、もしくはチップ用に粉砕するというのが、伐採の補助金要件にもなっていますので、まずその木本体につきましては、そのような処理まで。

ご指摘のとおり、やはり切り株に関しては、そこに根元のほうに入っていく場合もあるので、シートをかけるとか、これもやはり補助金の中で、そういう手当ををなさうという形ではありますので、そこも含めて対応する予定ではあります。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文議長 それでは、質疑漏れということで、再度お願いします。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 14ページです。新井鼓次郎議員さんと関連なのですけれども、物価高騰対策地域商品券事業でございますけれども、65歳以上、一律5,000円ですか。私は65歳を過ぎていまして、5,000円も欲しいのですけれども、私ではありませんけれども、年収が高い方もいるかもしれないし、横瀬町で言いましたら、500万円以下とか、そういう形にしたほうがいいというような感じがしますけれども、無理でしょうけれども、その辺どうですか。

ある程度年収によって区切るとか、働いている方も随分いると思うのですよね、65歳以上でも。今、新井議員が言いましたけれども、そういうふうにして62歳、63歳から増やしたほうが価値がある感じがしま

すけれども、その辺はどうでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ご意見ありがとうございます。

組合せで考えるということだと思っています。例えば低所得者向けのメニューとか、様々な組み合わせられた中で、今回は一律にしました。なかなか切れ目が難しいところがあります。数字だけで測れないということもあったり、今回は年齢で決めました。ただ、これも全体の中で組合せを考えていけという話だと思いますので、今のご意見は受け止めさせていただきたいと思います。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 誰しも、ただでもらってって言い方は変かもしれませんが、もらわないよりはもらったほうがいいですけれども、こういう景気でございますので、幾らか低所得層とは言いませんけれども、ランクづけでいただいたほうが価値があるかなというふうに。多少金持っている方は、5,000円かいて思う方もいるかもしれないし、5,000円もらってよかったという方もいるかもしれませんから、その辺の区分をしたほうが、新井議員が話をしましたけれども、確かに60歳定年しまして、年金でも入ってくればいいかもしれませんけれども、その間において、ほとんど再雇用というのですか、あるかもしれないし、そういう中で年収区分をしたほうが、これからまた補助金が出るとか言われていますけれども、何でもかんでも補助金、補助金ではなくて、体制も考えたほうがいいと思いますけれども、子供が泣けば、何でも物を与えれば泣きやむとか、そういう時代ではないような気がするのですけれども、この辺いかなもののでしょうか。

今の国会中継を見ていまして、何でもかんでも、物価高だ、こっちだ、あっちだと騒いでいますけれども、働き方改革とか、関係ない話かもしれませんが、そもそも私なんかそうですけれども、金がなければ働くしかないのです。高市さんが働いて働いて働いてと、そういうふうに言っていますから、その辺をよく考えて執行したほうがいいような感じがしますけれども、この辺どうでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 これは結構積み上げてきた話だと思っています。先ほども答弁で言いましたけれども、コロナの最初のときから、いろいろな交付金が国から来て、それをどう使うかというのを、100パターン以上多分やっていると思うのです。

その中で低所得者の皆さんや、例えば非課税世帯の皆さんまでは結構やってきました。横瀬町は比較的全体へというのは、他自治体より少ないほうだと思っています。そうしたところ、何もない普通の人がいつも割を食うというような声もいただいています。その辺も踏まえて、全体でバランスを考えながら運営しているというところです。

ということで、今回は、この1件だけ、このタイミングですので、予算計上させていただいているのですけれども、全体の中で、そこはバランスを取り、めり張りをつけながらやっているというところで、ご理解いただければなというふうに思います。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

11番、小泉初男議員。

○11番 小泉初男議員 町長、コロナの話になりましたけれども、私は今まで1回も予防接種をやっていないのです。本当にコロナの注射が効いたのか、効かないのか分かりませんが、よく話に聞きますと、いろいろなお医者さんがいまして、あんなの打ったらひどい目に遭うよと言う方もいるのです。今もテレビ宣伝をしていますけれども、もう一回打ったほうがいいとか、今考えてみましても、言い方は変かもしれませんが、今の政治家ではないけれども、でたらめで、自分たちが予防接種しているのかといたら、厚生省というのがありますけれども、ほとんどがやっていないらしいですね、予防接種というのですか。国民には注射を打て、打てとやってきまして、国の意見もあるでしょうけれども、町の意見として、これから町長に判断してもらって、執行してもらえたらいいと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 そうですね。交付金や補助金をいただいてというのはありがたい話ですので、そこは最大限活用しながら、横瀬町は横瀬らしくしっかりやっていきたいなと思っています。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第66号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 総員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第4、議案第67号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第67号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,002万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第67号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 総員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。



◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第5、議案第68号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第68号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第

2号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,993万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 零時01分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出全般にわたり行います。

質疑の際は、ページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第68号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 総員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○向井芳文議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。  
よって、そのように取り計らいます。

---

○向井芳文議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。  
会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。  
よって、そのように整理いたします。

---



◎閉会の宣告

○向井芳文議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。  
これで議会を閉じます。  
令和7年第6回横瀬町議会定例会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでした。  
閉会 午後 零時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 小 泉 初 男